

青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条 例……………	(病 院 局)	…一〇三
青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部 を改正する条例……………	(同)	…一〇四
青森県教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例……………	(教 育 庁 職 員 福 利 課)	…一〇五
青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例……………	(教 育 庁 教 育 課)	…一〇五
青森県立学校設置条例の一部を改正する条例……………	(高 等 学 校 教 育 推 進 室)	…一〇六
青森県警察職員定員条例の一部を改正する条例……………	(警 察 本 部 警 務 課)	…一〇七
青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部 を改正する条例……………	(警 察 本 部 交 通 企 画 課 運 転 免 許 課)	…一〇八
青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用 自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例……………	(選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局)	…一〇九
青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例 を廃止する条例……………	(人 事 課)	…一一三
青森県歯科技工士法関係手数料徴収条例を廃止する条例……………	(医 療 薬 務 課)	…一一四
青森県議会委員会条例の一部を改正する条例……………	(議 会 事 務 局)	…一二四

青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第一号

青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項第四号に掲げる寄附金（以下「控除対象寄附金」という。）を条例で定めるために必要な手続等を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において「控除対象特定非営利活動法人」とは、控除対象寄附金が条例で定められた場合において、当該控除対象寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）としてその名称及び主たる事務所の所在地が当該条例において定められた特定非営利活動法人をいう。

(控除対象寄附金の条例の定めに係る申出)

第三条 地方税法第三十七条の二第三項の規定による申出は、規則で定めるところにより、当該申出に係る特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項

を記載した申出書を知事に提出してしなければならない。

一 名称、代表者の氏名、主たる事務所及び県内のその他の事務所の所在地並びに設立年月日

二 現に行っている事業の概要

三 前号の事業を行っている地域

四 その他知事が必要と認める事項

2 前項の申出書には、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 実績判定期間（前項の申出をしようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前五年（控除対象特定非営利活動法人であった期間がない特定非営利活動法人が同項の申出をしようとする場合にあつては、二年）内に終了した各事業年度（その期間が一年を超える場合は、当該期間をその初日以後一年ごとに区分した期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）。以下同じ。）のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。以下同じ。）内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（各事業年度に当該申出に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあつては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。第十条第二項第一号において同じ。）

二 次条各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（前号に掲げる書類を除く。）

三 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

（控除対象寄附金を条例で定めるために必要な手続を行うための基準）

第四条 知事は、前条第一項の申出をした特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、控除対象寄附金を条例で定めるために必

要な手続を行うものとする。

一 県内に主たる事務所を有していること。

二 県内において特定非営利活動（法第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。以下同じ。）を行っていること。

三 広く県民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として次に掲げる基準に適合すること。

イ 実績判定期間における経常収入金額（①に掲げる金額をいう。）のうち寄附金等収入金額（②に掲げる金額（規則で定める要件を満たす特定非営利活動法人にあつては、②及び③に掲げる金額の合計額）をいう。）の占める割合が規則で定める割合以上であること又は実績判定期間内の日を含む各事業年度における規則で定める寄附者の数の合計数及び規則で定める寄附金の額の合計額にそれぞれ十二を乗じてこれらを当該実績判定期間の月数で除して得た数及び額が規則で定める数及び額以上であること。

(1) 総収入金額から国等（国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下この①及び①において同じ。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（①において「国の補助金等」という。）、臨時的な収入その他の規則で定めるものの額を控除した金額

(2) 受け入れた寄附金の額の総額（第七号二において「受入寄附金総額」という。）から一者当たり基準限度超過額（同一の者からの寄附金の額のうち規則で定める金額を超える部分の金額をいう。）その他の規則で定める寄附金の額の合計額を控除した金額

(3) 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に第五号の規則で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち②に掲げる金額に達するまでの金額

ロ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 実績判定期間内の日を含む各事業年度における国の補助金等の交付を受け、又は国等の委託を受けて県内で実施した特定非営利活動に係る

事業の件数の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が規則で定める数以上であること。

(2) 実績判定期間内の日を含む各事業年度における規則で定めるボランティアにより役務の提供を受けた時間の合計時間及び当該規則で定めるボランティアの実人数の合計数にそれぞれ十二を乗じてこれらを当該実績判定期間の月数で除して得た時間及び数が規則で定める時間及び数以上であること。

四 その事業活動が広く県民に周知される取組として規則で定める取組を行っていること。

五 実績判定期間における事業活動のうち次に掲げる活動の占める割合として規則で定める割合が百分の五十未満であること。

イ 会員又はこれに類するものとして規則で定める者（当該申出に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で規則で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。）に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）
、
会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他規則で定めるものを除く。）

ロ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者である活動（会員等を対象とする活動で規則で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。）

(1) 会員等

(2) 特定の団体の構成員

(3) 特定の職域に属する者

八 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

二 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

六 その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ 各役員について、次に掲げる者の数の役員の数に占める割合が、それぞれ三分の一以下であること。

(1) 当該役員並びに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と規則で定める特殊の関係のある者

(2) 特定の法人（当該法人との間に発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の規則で定める関係のある法人を含む。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれらの者と規則で定める特殊の関係のある者

ロ 各社員の表決権が平等であること。

ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は規則で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。

ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として規則で定める経理が行われていないこと。

七 その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ 次に掲げる活動を行っていないこと。

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

(3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と規則で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして規則で定める基準に適合していること。

八 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして規則で定める割合が百分の八十以上であること。

二 実績判定期間における受入寄附金総額の百分の七十以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

八 次に掲げる書類について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその県内の事務所において閲覧させること。

イ 事業報告書等（法第二十八条第一項に規定する事業報告書等をいう。以下同じ。）、役員名簿（法第十条第一項第二号イに規定する役員名簿をいう。第八条第一項において同じ。）及び定款等（法第二十八条第二項に規定する定款等をいう。第八条第一項において同じ。）

ロ 前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類並びに第十条第二項第二号から第四号までに掲げる書類、同条第三項の書類及び同条第四項の書類

九 当該申出に係る特定非営利活動法人に係る次に掲げる情報を、正当な理由がある場合を除いて、インターネットを利用して公表すること。

イ 名称

ロ 代表者の氏名

ハ 主たる事務所及び県内のその他の事務所の所在地

ニ 設立年月日

ホ 役員の職名及び氏名

ヘ 事業報告書等（年間役員名簿（法第二十八条第一項に規定する年間役員名簿をいう。第八条第二項において同じ。）並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面を除く。）

ト 定款

チ 前条第二項第三号に掲げる書類

十 各事業年度において、事業報告書等を法第二十九条の規定により知事に提出していること。

十一 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

十二 前条第一項の申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後一年を超える期間が経過していること。

十三 実績判定期間において、第一号、第二号、第六号、第七号イ及びロ並びに第八号から第十一号までに掲げる基準（当該実績判定期間中に、控除対象特定非営利活動法人でなかった期間が含まれる場合には、当該期間については第八号ロ及び第九号に掲げる基準を除く。）に適合していること。

十四 次のいずれにも該当しないこと。

イ その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの

(1) 控除対象特定非営利活動法人が第十六条第一項各号（第一号、第四号から第六号まで及び第九号を除く。ロにおいて同じ。）又は第二項各号のいずれかに該当したことにより、当該控除対象特定非営利活動法人に係る控除対象寄附金の条例の定めが廃止された場合において、その原因となった事実があった日以前一年内に当該控除対象特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその廃止の日から五年を経過しないもの

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

(3) 法の規定、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）若しくは青森県暴力団排除条例（平成二十三年三月青森県条例第九号）の規定に違反したことにより、若し

くは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の

罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽り
その他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとする
ことに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった
日から五年を経過しない者

(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第一条第一号に規定する暴力団をいう。以下この(4)及びへにおいて同じ。）の構
成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この(4)において同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（へ(2)に
おいて「暴力団の構成員等」という。）

ロ 第十六条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当したことにより、当該特定非営利活動法人に係る控除対象寄附金の条例の定めが廃止さ
れ、その廃止の日から五年を経過しないもの

ハ その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反しているもの

ニ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの

ホ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から三年を経過しないもの

へ 次のいずれかに該当するもの

(1) 暴力団

(2) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

（合併特定非営利活動法人に関する適用）

第五条 前二条に定めるもののほか、第三条第一項の申出をしようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって

設立した特定非営利活動法人で同項の申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併又は設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における前二条の規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

(控除対象寄附金の条例の定めに係る通知等)

第六条 知事は、第三条第一項の申出に係る寄附金について、控除対象寄附金として条例で定められたとき又は第四条の条例を定める手続を行ったにもかかわらず控除対象寄附金として条例で定められなかったときはその旨を、当該手続を行わないことを決定したときはその旨及びその理由を、当該申出をした特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

2 知事は、第三条第一項の申出に係る寄附金が控除対象寄附金として条例で定められたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該申出に係る控除対象特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を周知しなければならない。

- 一 名称
- 二 代表者の氏名
- 三 主たる事務所及び県内のその他の事務所の所在地
- 四 当該条例が効力を生じた年月日
- 五 事業の概要
- 六 事業を行っている地域
- 七 その他規則で定める事項

(控除対象寄附金の条例の定めに係る継続の申出)

第七条 控除対象特定非営利活動法人は、当該控除対象特定非営利活動法人に係る控除対象寄附金の条例の定めが効力を生じた日の属する月の翌月の

初日から起算して五年（この項の規定による申出（控除対象特定非営利活動法人の期間が複数ある場合にあっては、直近の第三条第一項の申出に係る当該期間中のものに限る。）をしたことのある控除対象特定非営利活動法人にあっては、五年に当該申出をした数を乗じて得た年数を五年に加えた年数）を経過した日以後引き続き控除対象特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとするときは、規則で定める期間（以下この項及び第十六条第一項第四号において「継続申出期間」という。）に、知事に申出をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により継続申出期間にその申出をすることができないときは、この限りでない。

2 知事は、前項の申出があった場合において、当該申出に係る控除対象特定非営利活動法人が第四条各号（第六号口、第十号、第十二号及び第十三号を除く。）に掲げる基準に適合するときはその旨を、当該基準に適合しないときはその旨及びその理由を、当該控除対象特定非営利活動法人に対し、書面により通知しなければならない。

3 第三条第一項及び第二項（第一号に係る部分を除く。）並びに第五条の規定は、第一項の申出について準用する。この場合において、第五条中「前二条」とあるのは、「第三条及び第七条第二項」と読み替えるものとする。

（事業報告書等の閲覧等）

第八条 控除対象特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその県内の事務所において閲覧させなければならない。

2 控除対象特定非営利活動法人は、その名称、代表者の氏名、主たる事務所及び県内のその他の事務所の所在地、設立年月日、役員の職名及び氏名、事業報告書等（年間役員名簿並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面を除く。）並びに定款について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットを利用して公表しなければならない。

（代表者の氏名等の変更の届出等）

第九条 控除対象特定非営利活動法人は、代表者の氏名又は第三条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、控除対象特定非営利活動法人について、第六条第二項第一号、第三号若しくは第七号に掲げる事項に係る定款の変更についての法第二十条第三項の認証をしたとき若しくは同条第六項の届出を受けたとき、前項の届出を受けたとき又は同号に掲げる事項に変更があつたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公表するものとする。

(申出書の添付書類及び役員報酬規程等の備置き、閲覧等)

第十条 控除対象特定非営利活動法人は、第三条第二項第一号及び第三号に掲げる書類を、規則で定めるところにより、その県内の事務所に備え置かなければならない。

2 控除対象特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、第一号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年間、第二号から第四号までに掲げる書類については翌々事業年度の末日までの間、その県内の事務所に備え置かなければならない。

一 前事業年度の寄附者名簿

二 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

三 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める書類

3 控除対象特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、

その作成の日から起算して三年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその県内の事務所に備え置かなければならない。

4 控除対象特定非営利活動法人は、海外への送金又は金銭の持出し（その金額が二百万円以下のものを除く。次条第二項において同じ。）を行うときは、規則で定めるところにより、事前に、その金額及び使途並びにその予定日（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の作成が困難なときは、事後遅滞なく、その金額及び使途並びにその実施日）を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して三年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその県内の事務所に備え置かなければならない。

5 控除対象特定非営利活動法人は、第三条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第二項第二号から第四号までに掲げる書類、第三項の書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその県内の事務所において閲覧させなければならぬ。

6 控除対象特定非営利活動法人は、第三条第二項第三号に掲げる書類について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットを利用して公表しなければならぬ。

（役員報酬規程等の提出）

第十一条 控除対象特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、毎事業年度一回、前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類を知事に提出しなければならぬ。

2 控除対象特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったとき又は海外への送金若しくは金銭の持出しを行うときは、規則で定めるところにより、前条第三項又は第四項の書類を知事に提出しなければならぬ。

（役員報酬規程等の公開）

第十二条 知事は、控除対象特定非営利活動法人から提出を受けた第三条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類、第九条第一項の規定による届出に係る書類（規則で定める書類を除く。）又は第十条第二項第二号から第四号までに掲げる書類、同条第三項の書類若しくは同条第四項の書類（過

去三年間に提出を受けたものに限る。）について閲覧又は謄写の請求があったときは、規則で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

2 前項の規定により謄写の請求をする者は、当該謄写に代えて同項の書類の写しの交付を受けることができる。この場合において、当該書類の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用の額として知事が定める額を負担しなければならない。

（控除対象特定非営利活動法人の合併）

第十三条 控除対象特定非営利活動法人は、合併しようとするときは、法第三十四条第三項の認証の申請をするとともに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公表しなければならない。

3 知事は、第一項の届出があった場合において、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人が第四条各号に掲げる基準に適合するときはその旨を、当該基準に適合しないときはその旨及びその理由を、当該届出をした控除対象特定非営利活動法人に対し、書面により通知しなければならない。

4 第三条の規定は第一項の届出について、第十条第一項の規定は第一項の届出があった場合について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

5 第一項の届出をする控除対象特定非営利活動法人が、併せて第十六条第一項第八号の申出をする場合においては、前二項の規定は適用しない。

（報告及び検査）

第十四条 知事は、控除対象特定非営利活動法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該控除対象特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当

該控除対象特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 知事は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該控除対象特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第四項において「控除対象特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、知事が第一項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。

4 前項の場合において、知事は、第一項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、控除対象特定非営利活動法人の役員等に提示させるものとする。

5 第二項又は前項の規定は、第一項の規定による検査をする職員が、当該検査により第二項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第一項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第二項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。

6 第一項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

7 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（勧告、命令等）

第十五条 知事は、控除対象特定非営利活動法人について、次条第二項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該控除対象特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた控除対象特定非営利活動法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかつたときは、当該控除対象特定非営利活動法人に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。

3 第一項の規定による勧告及び前項の規定による命令は、書面により行うよう努めなければならない。

4 知事は、第一項の規定による勧告又は第二項の規定による命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公表しなければならない。

(控除対象寄附金の条例の定めを廃止する手続を行う場合等)

第十六条 知事は、控除対象特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該控除対象特定非営利活動法人に係る控除対象寄附金の条例の定めを廃止するために必要な手続を行わなければならない。

一 第四条第一号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

二 第四条第十四号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

三 偽りその他不正の手段により控除対象特定非営利活動法人となったとき。

四 継続申出期間に、第七条第一項の申出をしなかつたとき(同項ただし書の場合を除く)。

五 第七条第一項の申出があつた場合において、当該控除対象特定非営利活動法人が第四条各号(第六号口、第十号、第十二号及び第十三号を除く。)に掲げる基準に適合しないとき。

六 第十三条第一項の届出があつた場合において、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人が第四条各号に掲げる基準に適合しないとき。

七 正当な理由がなく、前条第二項の規定による命令に従わないとき。

八 控除対象特定非営利活動法人から当該控除対象特定非営利活動法人に係る控除対象寄附金の条例の定めを廃止について申出があったとき。

九 控除対象特定非営利活動法人が解散したとき。

2 知事は、控除対象特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該控除対象特定非営利活動法人に係る控除対象寄附金の条例の定めを廃止するために必要な手続を行うことができる。

一 第四条第二号、第六号、第七号イ若しくはロ又は第十一号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

二 正当な理由がないのに、第八条第一項又は第十条第五項の規定に違反して書類を閲覧させず、又は虚偽の書類を閲覧させたとき。

三 正当な理由がないのに、第八条第二項又は第十条第六項の規定に違反して書類を公表しなかったとき。

四 第九条第一項又は第十三条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第十条第一項（第十三条第四項において準用する場合を含む。）、第二項、第三項又は第四項の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六 第十一条の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

七 第十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

八 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反したとき。

3 知事は、控除対象特定非営利活動法人が第一項各号又は前項各号のいずれかに該当したことにより、当該控除対象特定非営利活動法人に係る控除対象寄附金の条例の定めが廃止されたときは、当該控除対象特定非営利活動法人であつた特定非営利活動法人に対し、その旨及びその理由を、速やかに書面により通知しなければならない。

4 知事は、控除対象特定非営利活動法人が第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当したことにより、当該控除対象特定非営利活動法人に係る控

除対象寄附金の条例の定めが廃止されたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨及びその理由を周知しなければならない。

(警察本部長への意見聴取等)

第十七条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第四条第十四号イ(4)又はへに該当する事由の有無について、警察本部長の意見を聴くことができる。

一 第三条第一項の申出があったとき。

二 第七条第一項の申出があったとき。

三 第十三条第一項の届出があったとき。

四 第十五条第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令をしようとするとき。

2 警察本部長は、控除対象特定非営利活動法人について第四条第十四号イ(4)又はへに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、知事が当該控除対象特定非営利活動法人に対して適当な措置を採ることが必要であると認める場合には、知事に対し、その旨の意見を述べることを要する。

(協力依頼)

第十八条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(施行事項)

第十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

青森県民生委員の定数を定める条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青森県知事 三村申吾

青森県条例第二号

青森県民生委員の定数を定める条例

民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）第四条第一項の規定による民生委員の定数は、次のとおりとする。

区域	定数
弘前市	三九八人
八戸市	五〇九人
黒石市	九二人
五所川原市	一四三人
十和田市	一四六八人
三沢市	九〇人
むつ市	一五九人
つがる市	一〇五人

七戸町	野辺地町	中泊町	鶴田町	板柳町	田舎館村	大鰐町	藤崎町	西目屋村	深浦町	鯨ヶ沢町	外ヶ浜町	蓬田村	今別町	平内町	平川市
五二人	四一人	五一人	四五人	四三人	二五人	三五人	三九人	八人	四三人	五四人	三五人	一一人	一七人	四五人	九〇人

附
則

新郷村	階上町	南部町	田子町	五戸町	三戸町	佐井村	風間浦村	東通村	大間町	おいらせ町	六ヶ所村	東北町	横浜町	六戸町
一人	三人	六五人	二人	五人	四人	三人	一人	二人	一人	五人	三人	五人	二人	二人

この条例は、公布の日から施行する。

青森県教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三号

青森県教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例

青森県教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇及び職務に専念する義務の特例については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）の適用を受ける職員の例による。

附 則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、この条例の規定は適用しない。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(青森県附属機関に関する条例及び青森県狩猟免許申請手数料等徴収条例の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

一 青森県附属機関に関する条例(昭和三十六年一月青森県条例第十四号) 別表第一青森県環境審議会の項

二 青森県狩猟免許申請手数料等徴収条例(平成十二年三月青森県条例第二十三号) 第一条

(青森県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部改正)

第二条 青森県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例(平成二十四年三月青森県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例

第一条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

青森県特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五号

青森県特別会計条例の一部を改正する条例

青森県特別会計条例（昭和三十九年四月青森県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二項の表青森県小規模企業者等設備導入資金特別会計の項中「小規模企業者等設備導入資金助成法」を「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年三月三十一日から施行する。

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第六号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例（平成十二年十二月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十六条」を「第四十七条」に改める。

第十条中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 第一号から第八号までに掲げる事務に係る鳥獣保護法第七十五条の二の規定による公務所等への照会に関すること。

第十七条中「又は国土交通大臣」を削る。

第二十三条第四号中「第四十六条第二項」を「第四十六条第五項」に、「認可」を「届出の受理」に改める。

第四十六条を第四十七条とし、第二十八条から第四十五条までを一条ずつ繰り下げ、第二十七条の次に次の一条を加える。

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく事務)

第二十八条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第三十九条の二第二項ただし書の規定による高度管理医療機器等営業所管理者がその営業所以外の場所で業として営業所の管理等に従事することの許可に関する事務で、青森市の区域にその営業所の所在地がある高度管理医療機器等営業所管理者に係るものは、同市が処理することとする。

第二条 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第十条の見出しを「（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等に基づく事務）」に改め、同条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（）」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（）」に、「鳥獣保護法（）」を「鳥獣保護管理法（）」に、「鳥獣保護法の」を「鳥獣保護管理法の」に改め、同条第一号中「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に改め、「規定による鳥獣」の下に「の管理（鳥獣）」を、「防止」の下に「に限る。」を加え、同条第二号から第十号までの規定中「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年五月二十九日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例第十七条及び第二十八条に規定する事務に関して、この条例の施行の日前において知事がした処分その他の行為及び次項の規定により知事がした処分その他の行為は、同日以後において当該事務を管理し及び執行することとなる市町村の長がした処分その他の行為とみなす。

3 前項に規定する事務に関して、この条例の施行の際現に知事に対してなされている申請その他の行為については、なお従前の例による。

青森県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第七号

青森県職員定数条例の一部を改正する条例

青森県職員定数条例（昭和二十四年九月青森県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十号中「一、二二一人」を「一、二二五人」に、「二、〇九七人」を「二、二〇一人」に改め、同項中「五、二三八人」を「五、三四二人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

青森県職員倫理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第八号

青森県職員倫理条例の一部を改正する条例

青森県職員倫理条例（平成十二年十月青森県条例第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号中「教育長及び」を削る。

附則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、改正後の青森県職員倫理条例第二条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は適用せず、改正前の青森県職員倫理条例第二条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青森県知事 三村 申 吾

青森県条例第九号

特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中第八十七号を第八十八号とし、第十九号から第八十六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十八号中「情報公開・個人情報保護審査会委員」

の下に「及び専門委員」を加え、同号を同条第十九号とし、同条中第四号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 教育長

第二条中「第四号」を「第五号」に改める。

第五条中「第一条第四号から第八十六号まで」を「第一条第五号から第八十七号まで」に改める。

第十一条中「第一条第八十七号」を「第一条第八十八号」に改める。

別表第一病院事業管理者の項の次に次のように加える。

教育長	八二〇、〇〇〇円
-----	----------

別表第二教育委員会の項を次のように改める。

教育委員会委員	月額 八九、〇〇〇円
	日額 一八、〇〇〇円

別表第二情報公開・個人情報保護審査会委員の項中「情報公開・個人情報保護審査会委員」の下に「及び専門委員」を加える。

(特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第二条 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中第八十七号を第八十八号とし、第十九号から第八十六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十八号中「情報公開・個人情報保護審査会委員」の下に「及び専門委員」を加え、同号を同条第十九号とし、同条中第四号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 教育長

第二条第一項中「第四号」を「第五号」に、「及び病院事業管理者」を「病院事業管理者及び教育長」に改め、同条第二項中「及び病院事業管理者」を「病院事業管理者及び教育長」に改める。

第三条第一項中「第一条第四号から第八十六号まで」を「第一条第五号から第八十七号まで」に改める。

第四条中「第一条第八十七号」を「第一条第八十八号」に改める。

別表第一及び別表第二中「病院事業管理者」を「病院事業管理者」に改める。
教 育 長

別表第三中「情報公開・個人情報保護審査会委員」を「情報公開・個人情報保護審査会委員及び専門委員」に改める。

別表第四中「病院事業管理者」を「病院事業管理者」に改める。
教 育 長

附 則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、同項の規定によりなお従前の例により在職する教育長並びに教育委員会の委員長及び委員については、第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例及び第二条の規定による改正後の特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の規定は適用せず、第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例及び第二条の規定による改正前の特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年七月青森県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項第一号中「百分の十八」を「百分の二十」に改め、同項第二号中「百分の十五」を「百分の十六」に改め、同項第三号中「百分の十二」を「百分の十五」に改め、同項第四号中「百分の十」を「百分の十二」に改め、同項第五号中「百分の六」を「百分の十」に改め、同項第六号中「百分の三」を「百分の六」に改め、同項に次の一号を加える。

七 七級地 百分の三

第九条の三中「百分の十五」を「百分の十六」に改める。

第九条の四第一項第一号中「除く」を「除き、再任用職員にあつては、第十条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員に限る」に改め、同項第二号中「職員」の下に「(再任用職員を除く。)」を加える。

第十条の二第二項中「二万三千元」を「三万円」に、「四万五千元」を「七万円」に改める。

第十六条の二第一項及び第二項を次のように改める。

第七条の二第一項に規定する職にある職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

一 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次号において「週休日等」という。）に勤務した場合

二 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合

2 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる場合 同号の勤務一回につき一万二千円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）

二 前項第二号に掲げる場合 同号の勤務一回につき六千円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

第十九条の十一第二項中「、第九条の四、第十条の二」を削る。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

行政職給料表

職員の 区分	職務 の 号 給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級		9 級		10 級			
		給料月額	円	給料月額	円																		
	1	137,600	円	187,700	円	223,900	円	258,300	円	285,000	円	315,800	円	360,100	円	405,800	円	456,100	円	519,400	円		
	2	138,700		189,500		225,500		260,400		287,200		318,000		362,700		408,200		459,200		522,300			
	3	139,900		191,300		227,100		262,300		289,500		320,300		365,200		410,700		462,200		525,400			
	4	141,000		193,100		228,700		264,400		291,700		322,500		367,800		413,100		465,200		528,500			
	5	142,100		194,700		230,300		266,300		293,700		324,800		369,900		415,000		468,200		531,600			
	6	143,200		196,500		232,000		268,300		296,000		326,800		372,400		417,300		471,200		533,900			
	7	144,300		198,300		233,600		270,400		298,300		329,000		374,800		419,400		474,200		536,400			
	8	145,400		200,100		235,200		272,500		300,600		331,200		377,300		421,600		477,300		538,800			
	9	146,500		201,800		236,800		274,600		302,700		333,300		379,800		423,600		480,000		541,200			
	10	147,900		203,600		238,400		276,600		305,000		335,500		382,500		425,700		483,100		543,000			
	11	149,200		205,400		240,000		278,700		307,200		337,600		385,100		427,800		486,100		544,800			
	12	150,500		207,200		241,600		280,800		309,500		339,800		387,800		429,900		489,200		546,700			
	13	151,800		208,600		243,200		282,800		311,700		341,800		390,200		431,600		491,900		548,400			
	14	153,300		210,400		244,700		284,900		313,800		343,800		392,500		433,400		494,200		549,800			
	15	154,800		212,100		246,200		286,900		316,000		345,900		394,700		435,400		496,500		551,100			
	16	156,400		213,900		247,700		289,000		318,100		347,900		397,100		437,400		498,800		552,200			
	17	157,700		215,600		249,200		291,000		320,200		349,800		398,900		439,300		500,900		553,500			
	18	159,200		217,300		251,100		293,000		322,200		351,800		400,900		441,100		502,300		554,500			
	19	160,700		219,000		252,900		295,100		324,300		353,700		402,800		442,900		503,800		555,400			
	20	162,200		220,600		254,700		297,100		326,300		355,600		404,600		444,600		505,200		556,300			
	21	163,600		222,200		256,400		299,200		328,300		357,600		406,500		446,400		506,400		557,200			
	22	166,300		223,900		258,300		301,300		330,400		359,500		408,300		447,900		507,800					
	23	168,900		225,600		260,200		303,300		332,400		361,500		410,100		449,300		509,300					
	24	171,500		227,200		261,900		305,400		334,500		363,400		412,000		450,800		510,800					
	25	174,200		228,700		263,900		307,200		336,100		365,400		413,800		452,200		511,900					
	26	175,900		230,300		265,800		309,300		338,000		367,300		415,300		453,500		513,000					
	27	177,600		231,800		267,600		311,400		340,000		369,300		416,800		454,800		514,200					
	28	179,300		233,200		269,500		313,400		341,900		371,300		418,400		456,000		515,400					
	29	180,800		234,600		271,200		315,400		343,600		372,800		420,000		457,000		516,400					
	30	182,600		235,800		273,100		317,400		345,500		374,600		421,300		457,700		517,300					
	31	184,400		237,000		275,000		319,500		347,400		376,400		422,600		458,500		518,200					
	32	186,100		238,300		276,800		321,600		349,200		378,000		423,800		459,200		519,100					
	33	187,700		239,600		278,500		323,100		351,100		379,800		425,000		459,900		519,900					
	34	189,200		241,000		280,400		325,100		352,900		381,200		426,300		460,700		520,800					
	35	190,700		242,300		282,200		327,100		354,700		382,700		427,600		461,400		521,500					
	36	192,200		243,600		284,100		329,200		356,400		384,300		428,800		462,000		522,000					
	37	193,500		244,600		285,800		331,100		357,800		385,700		430,000		462,500		522,700					
	38	194,800		246,100		287,500		333,000		359,100		386,900		430,800		463,100		523,300					

39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700	524,100
40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300	524,700
41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800	525,200
42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300	
43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700	
44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000	
45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300	
46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700		
47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100		
48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800		
49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300		
50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700		
51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100		
52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500		
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900		
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300		
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700		
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000		
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300		
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700		
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000		
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300		
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600		
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800			
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100			
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400			
65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700			
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000			
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300			
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600			
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800			
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100			
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400			
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700			
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900			
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200			
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500			
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700			
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900			
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200			
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500			
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700			
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900			
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200			
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500			
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700			

再任用職員以外の職員

85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900				
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000					
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300					
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500					
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700					
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000					
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300					
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500					
93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700					
94		292,500	340,300	379,200						
95		292,900	340,800	379,600						
96		293,300	341,200	380,000						
97		293,500	341,300	380,300						
98		293,800	341,800	380,800						
99		294,200	342,200	381,200						
100		294,600	342,500	381,600						
101		294,800	342,800	381,900						
102		295,100	343,200							
103		295,500	343,600							
104		295,800	344,000							
105		296,000	344,500							
106		296,300	344,900							
107		296,700	345,300							
108		297,000	345,700							
109		297,200	346,200							
110		297,600	346,600							
111		298,000	346,900							
112		298,300	347,200							
113		298,400	347,700							
114		298,700								
115		299,000								
116		299,400								
117		299,600								
118		299,800								
119		300,100								
120		300,400								
121		300,800								
122		301,000								
123		301,300								
124		301,600								
125		301,900								
再任用職員	185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600	438,700	519,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十条及び附則第三項に規定する職員を除く。

警察職給料表

職員の 区分	職務 の 給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円								
	1	160,300	175,900	202,500	242,300	287,600	315,000	343,800	378,900	420,500
	2	162,000	177,700	204,500	244,100	289,900	317,200	346,000	381,100	422,300
	3	163,800	179,500	206,500	245,900	292,100	319,500	348,300	383,200	424,200
	4	165,500	181,300	208,500	247,700	294,400	321,700	350,500	385,300	426,100
	5	167,000	183,200	210,500	249,400	296,300	324,000	352,600	387,200	427,500
	6	168,900	185,500	212,500	251,200	298,600	326,200	354,700	389,200	429,200
	7	170,700	187,800	214,500	252,800	300,900	328,500	356,900	391,100	430,800
	8	172,600	190,100	216,400	254,500	303,100	330,800	359,100	392,900	432,300
	9	174,300	192,300	218,500	256,000	305,200	332,700	361,000	394,700	433,900
	10	176,000	194,900	220,300	257,600	307,400	335,000	363,200	396,700	435,600
	11	177,700	197,400	222,100	259,000	309,700	337,200	365,300	398,700	437,200
	12	179,400	199,900	223,900	260,500	311,900	339,500	367,500	400,800	438,800
	13	181,300	202,300	225,800	262,200	314,000	341,600	369,700	402,600	439,900
	14	183,400	204,100	227,700	263,600	316,300	343,700	371,800	404,700	441,500
	15	185,500	205,900	229,600	264,800	318,500	345,900	374,000	406,700	443,300
	16	187,600	207,700	231,500	266,100	320,800	348,000	376,100	408,800	445,100
	17	189,800	209,600	233,100	267,300	322,700	350,200	377,900	410,500	446,700
	18	192,200	211,500	234,900	268,900	325,000	352,200	379,900	412,200	448,500
	19	194,600	213,400	236,700	270,400	327,100	354,300	381,900	413,900	450,300
	20	197,000	215,200	238,500	271,900	329,400	356,400	383,900	415,500	452,000
	21	199,500	216,900	240,100	273,300	331,500	358,500	385,700	417,200	453,600
	22	201,300	218,700	241,500	274,700	333,500	360,500	387,800	418,800	455,300
	23	203,100	220,500	242,700	276,300	335,600	362,500	389,900	420,200	456,900
	24	204,900	222,300	244,000	277,900	337,600	364,600	391,900	421,700	458,700
	25	206,800	224,000	245,300	279,100	339,600	366,500	393,600	423,000	460,200
	26	208,600	225,700	246,700	281,200	341,700	368,500	395,600	424,400	461,600
	27	210,400	227,400	248,100	283,300	343,700	370,600	397,700	425,900	463,100
	28	212,100	229,100	249,300	285,400	345,700	372,600	399,800	427,500	464,400
	29	214,000	230,600	250,600	287,400	347,900	374,500	401,300	428,800	465,600
	30	215,800	232,400	251,700	289,400	350,000	376,600	403,100	430,500	466,300
	31	217,600	234,200	253,100	291,400	352,000	378,700	404,800	432,200	467,000
	32	219,400	236,000	254,200	293,300	354,100	380,700	406,500	433,800	467,700
	33	221,100	237,400	255,300	295,200	355,800	382,600	408,200	435,200	468,200
	34	222,800	238,900	256,600	297,000	357,800	384,700	409,700	436,900	469,000
	35	224,500	240,200	257,800	298,900	359,800	386,800	411,300	438,600	469,700
	36	226,200	241,600	259,000	300,800	361,900	388,700	412,800	440,200	470,300
	37	227,700	242,900	260,100	302,600	363,800	390,400	414,100	441,600	470,600
	38	229,500	244,200	261,300	304,500	365,900	391,900	415,600	442,300	471,200

39	231,300	245,500	262,500	306,400	367,900	393,200	417,100	443,000	471,700
40	233,100	246,700	263,600	308,200	369,900	394,600	418,600	443,700	472,200
41	234,500	248,000	264,800	310,100	371,900	395,800	420,100	444,100	472,700
42	235,900	249,200	266,400	311,900	374,000	396,900	421,400	444,700	473,100
43	237,200	250,500	267,900	313,800	376,100	397,900	422,700	445,400	473,500
44	238,400	251,600	269,100	315,700	378,100	398,900	423,900	446,000	473,900
45	239,700	252,800	270,300	317,500	379,800	400,100	424,900	446,800	474,200
46	240,800	254,000	271,900	319,400	381,500	401,300	425,600	447,500	
47	241,900	255,200	273,600	321,300	383,100	402,400	426,400	448,000	
48	242,900	256,400	275,200	323,100	384,800	403,600	427,200	448,500	
49	243,900	257,500	277,000	324,700	386,200	404,900	427,700	449,000	
50	245,000	258,700	278,700	326,300	387,200	405,700	428,100	449,300	
51	246,300	259,900	280,400	327,900	388,200	406,500	428,500	449,600	
52	247,400	261,100	282,000	329,600	389,200	407,200	428,800	450,000	
53	248,500	262,300	283,500	331,300	390,500	407,700	429,100	450,400	
54	249,800	263,600	285,300	333,000	391,600	408,400	429,500	450,600	
55	250,900	265,100	287,000	334,800	392,700	409,100	429,800	450,900	
56	252,100	266,300	288,800	336,600	393,900	409,700	430,100	451,100	
57	253,300	267,400	290,400	337,800	395,200	410,400	430,400	451,500	
58	254,300	269,100	292,100	339,500	396,000	410,800	430,700	451,700	
59	255,300	270,700	293,900	341,200	396,800	411,400	431,000	451,900	
60	256,400	272,300	295,700	342,800	397,500	412,000	431,300	452,100	
61	257,500	273,900	297,200	344,400	398,000	412,400	431,600	452,500	
62	258,700	275,500	299,000	346,100	398,700	413,000	431,900		
63	259,900	277,100	300,800	347,800	399,400	413,500	432,200		
64	260,900	278,700	302,500	349,500	400,100	414,000	432,500		
65	262,000	280,200	304,000	351,100	400,400	414,500	432,800		
66	263,300	281,600	305,700	352,700	401,100	415,100	433,100		
67	264,700	283,100	307,300	354,300	401,800	415,500	433,400		
68	266,000	284,600	309,000	355,900	402,400	416,000	433,700		
69	267,200	286,200	310,600	357,100	402,800	416,400	433,900		
70	268,600	287,700	312,000	358,500	403,300	416,700	434,200		
71	270,000	289,300	313,500	359,800	403,900	417,000	434,500		
72	271,400	290,900	315,000	361,200	404,400	417,300	434,800		
73	272,700	292,200	316,000	362,400	404,900	417,600	435,000		
74	274,100	293,600	317,600	363,600	405,300	417,900	435,300		
75	275,500	295,100	319,200	364,900	405,800	418,200	435,600		
76	276,800	296,600	320,900	366,200	406,300	418,500	435,900		
77	278,000	297,700	322,700	367,500	406,800	418,700	436,100		
78	279,200	299,200	324,400	368,700	407,300	419,000	436,400		
79	280,400	300,600	326,000	369,900	407,900	419,300	436,700		
80	281,500	302,100	327,600	371,100	408,400	419,600	437,000		
81	282,800	303,600	329,300	372,300	408,800	419,800	437,200		
82	284,000	305,000	331,000	373,500	409,400	420,100	437,500		
83	285,300	306,300	332,600	374,600	409,900	420,400	437,800		
84	286,600	307,700	334,300	375,800	410,100	420,600	438,100		

再任用職員以外の職員

85	287,800	308,900	335,700	376,900	410,400	420,800	438,300
86	289,000	310,400	337,200	377,500	410,900	421,100	
87	290,200	311,800	338,700	378,000	411,200	421,400	
88	291,400	313,300	340,200	378,600	411,500	421,600	
89	292,500	314,800	341,500	379,200	411,800	421,800	
90	293,700	316,300	342,700	379,800	412,200	422,100	
91	294,800	317,700	344,000	380,400	412,600	422,400	
92	296,000	319,200	345,300	381,000	413,000	422,600	
93	296,800	320,500	346,700	381,300	413,300	422,800	
94	298,100	321,800	348,200	381,800	413,700		
95	299,300	323,200	349,700	382,400	414,100		
96	300,600	324,500	351,200	382,900	414,500		
97	301,700	325,700	352,500	383,300	414,800		
98	302,900	327,000	353,700	383,700	415,200		
99	304,100	328,300	354,800	384,300	415,600		
100	305,300	329,600	356,000	384,800	416,000		
101	306,500	331,000	357,100	385,200	416,300		
102	307,500	331,900	358,200	385,700			
103	308,600	333,100	359,300	386,300			
104	309,600	334,300	360,500	386,800			
105	310,400	335,400	361,700	387,100			
106	311,000	336,500	362,200	387,500			
107	311,600	337,500	362,800	388,000			
108	312,300	338,600	363,400	388,300			
109	312,800	339,800	364,000	388,600			
110	313,300	340,800	364,500	389,100			
111	313,900	341,800	365,000	389,600			
112	314,500	342,700	365,500	390,100			
113	315,300	343,600	365,900	390,400			
114	316,000	344,500	366,300	390,900			
115	316,700	345,500	366,900	391,400			
116	317,400	346,500	367,400	391,900			
117	318,000	347,500	367,800	392,200			
118	318,800	348,000	368,300	392,700			
119	319,500	348,600	368,900	393,200			
120	320,300	349,200	369,400	393,700			
121	320,900	349,500	369,500	394,100			
122	321,200	349,900	370,100	394,600			
123	321,700	350,400	370,600	395,000			
124	322,200	350,800	371,000	395,500			
125	322,500	351,200	371,500	395,900			
126		351,600	372,000				
127		352,100	372,500				
128		352,500	373,000				
129		352,900	373,300				
130		353,300	373,800				

	131		353,700	374,300									
	132		354,100	374,800									
	133		354,300	375,100									
	134		354,800	375,600									
	135		355,200	376,000									
	136		355,500	376,400									
	137		355,800	376,700									
	138		356,200	377,200									
	139		356,700	377,700									
	140		357,200	378,200									
	141		357,500	378,500									
	142		358,000										
	143		358,500										
	144		359,000										
	145		359,300										
再任用職員		238,900	250,600	254,800	286,200	302,700	316,800	340,400	375,600	407,200			

備考 この表は、警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査の階級にある者に適用する。

別表第三（第三条関係）

海 事 職 給 料 表

職員 の 区 分	職 の 務 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	165,200	218,700	262,600	312,100	350,600
	2	167,500	220,800	264,400	314,300	353,000
	3	169,900	222,800	266,200	316,500	355,400
	4	172,200	224,900	268,000	318,700	357,900
	5	174,600	226,900	269,300	321,000	360,300
	6	177,100	229,000	271,200	322,900	363,400
	7	179,500	231,100	273,000	324,800	366,600
	8	182,000	233,200	274,800	326,600	369,600
	9	184,200	235,400	276,400	328,400	372,500
	10	186,600	237,300	278,900	330,900	375,600
	11	189,000	239,200	281,200	333,300	378,700
	12	191,500	241,100	283,500	335,800	381,800
	13	194,000	243,000	286,100	338,000	384,700
	14	196,600	244,900	288,700	340,500	387,400
	15	199,300	246,800	291,100	343,000	390,200
	16	201,900	248,700	293,500	345,500	392,900
	17	204,300	250,400	296,000	347,900	395,800
	18	207,000	252,300	298,300	350,400	397,800
	19	209,700	254,200	300,600	352,800	399,800
	20	212,400	256,100	302,900	355,300	401,900
	21	215,000	257,600	305,100	357,700	403,600
	22	216,600	259,200	306,300	360,100	405,600
	23	218,200	260,700	307,600	362,300	407,500
	24	219,800	262,200	308,900	364,700	409,500
	25	221,300	263,700	310,200	367,000	411,300
	26	222,800	265,300	312,000	369,400	412,900
	27	224,300	266,900	313,600	371,800	414,700
	28	225,700	268,400	315,300	374,100	416,400
	29	227,300	269,900	316,800	376,300	417,600
	30	228,400	271,300	318,500	378,400	419,200
	31	229,500	272,800	320,300	380,600	420,800
	32	230,600	274,000	322,000	382,700	422,400
	33	231,800	275,300	323,600	384,600	424,000
	34	232,700	276,800	325,200	386,400	425,300
	35	233,600	278,100	326,600	388,100	426,600
	36	234,500	279,400	328,200	389,900	427,800
	37	235,300	280,600	329,700	391,800	429,000
	38	236,100	281,800	331,300	393,200	430,000

再任職以外の職員

39	237,000	282,900	332,900	394,700	431,000
40	237,900	284,000	334,400	396,200	432,000
41	238,900	285,100	335,900	397,000	432,400
42	239,800	286,200	337,400	398,300	433,000
43	240,700	287,200	338,900	399,600	433,700
44	241,600	288,000	340,400	401,000	434,400
45	242,400	289,000	341,900	402,400	435,000
46	243,300	290,400	343,300	403,800	435,300
47	244,200	291,700	344,700	405,200	435,900
48	245,100	293,100	346,100	406,500	436,500
49	245,700	294,500	347,200	407,800	437,000
50	246,400	295,600	348,600	408,700	437,700
51	247,100	296,700	350,100	409,600	438,400
52	247,700	297,800	351,500	410,500	439,100
53	248,100	298,900	352,900	410,700	439,700
54	248,800	299,900	354,300	411,100	440,400
55	249,400	301,000	355,600	411,600	441,100
56	250,100	302,000	357,000	412,100	441,700
57	250,600	303,200	357,900	412,500	442,100
58	251,300	304,300	359,100	412,700	442,800
59	252,000	305,400	360,300	413,300	443,500
60	252,700	306,500	361,600	413,800	444,200
61	253,300	307,300	362,700	414,300	444,600
62	254,000	308,000	363,300	414,900	444,900
63	254,600	308,800	363,900	415,500	445,200
64	255,200	309,600	364,500	416,100	445,500
65	255,700	310,100	364,900	416,700	445,700
66	256,200	310,800	365,400	417,300	446,000
67	256,700	311,500	365,900	417,800	446,300
68	257,200	312,100	366,400	418,400	446,600
69	257,500	312,900	366,600	419,000	446,800
70			366,900	419,500	447,100
71			367,300	420,100	447,400
72			367,600	420,700	447,600
73			368,100	421,200	447,800
74			368,300	421,800	
75			368,800	422,300	
76			369,300	422,900	
77			369,800	423,400	
78			370,300	424,000	
79			370,800	424,700	
80			371,300	425,300	
81			371,800	425,600	
82			372,200	426,200	
83			372,700	426,900	
84			373,200	427,500	

	85			373,600	427,900	
	86			374,100	428,400	
	87			374,500	429,100	
	88			375,000	429,800	
	89			375,500	430,000	
	90			376,000		
	91			376,500		
	92			377,000		
	93			377,300		
	94			377,700		
	95			378,200		
	96			378,600		
	97			379,100		
	98			379,400		
	99			379,900		
	100			380,300		
	101			380,900		
再任用職員		217,800	247,800	277,300	318,000	346,800

備考 この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四（第三条関係）

教 育 職 給 料 表

イ 教育職給料表(一)

職員 の区 分	職 の 務 級 給 号	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	150,900	195,100	325,800	414,600
	2	152,400	196,800	328,000	416,400
	3	153,900	198,400	330,300	418,200
	4	155,400	200,100	332,500	419,900
	5	157,100	201,900	334,800	421,400
	6	159,000	203,600	337,000	422,900
	7	160,800	205,300	339,300	424,800
	8	162,600	206,900	341,600	426,700
	9	164,400	208,700	343,700	428,500
	10	166,500	210,600	345,800	430,300
	11	168,500	212,500	348,000	432,200
	12	170,500	214,400	350,100	434,000
	13	172,500	216,100	352,300	435,700
	14	174,700	218,100	354,300	437,600
	15	176,900	220,100	356,300	439,400
	16	179,100	222,100	358,300	441,300
	17	181,400	224,000	360,200	443,000
	18	184,000	226,700	362,100	444,800
	19	186,500	229,400	364,100	446,600
	20	189,000	232,100	366,100	448,400
	21	191,500	234,700	367,900	450,000
	22	193,200	237,500	369,900	451,700
	23	194,900	240,100	371,800	453,600
	24	196,600	242,800	373,700	455,300
	25	198,100	245,400	375,200	457,000
	26	199,800	247,900	377,000	458,600
	27	201,500	250,400	378,900	460,200
	28	203,100	252,900	380,800	461,700
	29	204,600	255,600	382,700	463,200
	30	206,300	258,000	384,600	464,500
	31	208,000	260,300	386,500	465,800
	32	209,700	262,600	388,500	467,100
	33	211,300	264,900	390,200	468,300
	34	213,100	267,200	391,900	469,000
	35	214,900	269,400	393,500	469,700
	36	216,700	271,600	395,300	470,400
	37	218,300	274,000	396,500	471,000
	38	220,100	276,000	398,000	

	39	221,900	278,100	399,400
	40	223,700	280,200	400,800
	41	225,400	282,200	402,500
	42	227,100	284,800	403,900
	43	228,700	287,200	405,200
	44	230,300	289,700	406,700
	45	232,000	291,900	408,300
	46	233,400	294,500	409,600
	47	234,800	297,000	411,100
	48	236,200	299,700	412,700
	49	237,700	302,100	414,400
	50	239,200	304,500	415,800
	51	240,600	307,000	417,400
	52	242,100	309,400	418,900
	53	243,400	311,800	420,600
	54	244,700	314,000	422,100
	55	246,100	316,100	423,700
	56	247,500	318,300	425,300
	57	248,900	320,600	426,800
	58	250,000	322,700	428,300
	59	251,300	324,900	429,500
	60	252,600	326,900	430,700
	61	253,900	329,100	431,900
	62	255,400	331,200	433,200
	63	256,800	333,400	434,500
	64	258,100	335,600	435,700
	65	259,500	337,500	436,900
	66	261,100	339,700	438,100
	67	262,700	341,800	439,300
	68	264,400	344,000	440,500
	69	265,900	346,000	441,700
	70	267,300	348,000	442,900
	71	268,800	350,100	444,100
	72	270,300	352,100	445,300
	73	271,400	353,900	446,400
	74	272,800	355,800	447,000
	75	274,200	357,700	447,500
再任職以外の員	76	275,500	359,600	448,000
	77	276,900	361,500	448,500
	78	278,100	363,200	
	79	279,300	364,900	
	80	280,500	366,500	
	81	281,700	368,000	
	82	282,900	369,500	
	83	284,100	371,000	
	84	285,300	372,400	

85	286,500	373,500
86	287,600	374,900
87	288,800	376,300
88	290,000	377,600
89	291,200	378,900
90	292,300	380,200
91	293,500	381,400
92	294,700	382,700
93	295,500	384,000
94	296,500	385,100
95	297,700	386,400
96	298,900	387,600
97	299,900	389,000
98	301,000	390,000
99	302,000	391,100
100	303,100	392,100
101	304,000	393,000
102	305,100	394,000
103	306,200	395,100
104	307,200	396,200
105	307,800	396,900
106	308,700	397,800
107	309,500	398,700
108	310,300	399,600
109	311,200	400,400
110	311,600	401,300
111	312,000	402,100
112	312,500	402,900
113	313,100	403,500
114	313,500	404,200
115	314,000	404,900
116	314,500	405,600
117	315,100	406,200
118	315,600	406,700
119	316,000	407,100
120	316,500	407,500
121	317,000	407,900
122	317,400	408,200
123	317,900	408,500
124	318,400	408,700
125	319,000	408,900
126	319,300	409,200
127	319,600	409,500
128	319,900	409,700
129	320,100	409,900
130	320,400	410,200

	131	320,700	410,500		
	132	321,000	410,700		
	133	321,200	410,900		
	134	321,400	411,200		
	135	321,600	411,500		
	136	321,900	411,700		
	137	322,200	411,900		
	138	322,400			
	139	322,700			
	140	323,000			
	141	323,200			
	142	323,400			
	143	323,700			
	144	323,900			
	145	324,200			
	146	324,400			
	147	324,700			
	148	325,000			
	149	325,200			
	150	325,400			
	151	325,700			
	152	326,000			
	153	326,200			
再任用職員		231,700	272,000	328,800	412,900

備考(一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

□ 教育職給料表(二)

職員 の 区 分	職 の 務 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	150,900	166,700	284,800	404,400
	2	152,400	168,800	287,500	405,900
	3	153,900	170,900	290,400	407,400
	4	155,400	173,100	293,100	408,900
	5	157,100	175,100	295,700	410,300
	6	159,000	177,300	298,100	411,700
	7	160,800	179,500	300,600	413,200
	8	162,600	181,700	303,200	414,800
	9	164,400	184,000	305,700	416,200
	10	166,500	186,800	308,500	417,600
	11	168,500	189,500	311,300	419,000
	12	170,500	192,200	314,200	420,300
	13	172,500	195,100	316,800	421,600
	14	174,700	196,800	319,000	423,000
	15	176,900	198,400	321,200	424,400
	16	179,100	200,100	323,500	425,800
	17	181,400	201,900	325,800	427,000
	18	184,000	203,600	328,000	428,300
	19	186,500	205,300	330,300	429,500
	20	189,000	206,900	332,500	430,800
	21	191,500	208,700	334,800	431,900
	22	193,200	210,600	337,000	433,100
	23	194,900	212,500	339,300	434,400
	24	196,600	214,400	341,600	435,700
	25	198,100	216,100	343,700	437,000
	26	199,700	218,100	345,500	438,200
	27	201,300	220,100	347,400	439,200
	28	202,800	222,100	349,300	440,300
	29	204,500	224,000	351,200	441,500
	30	206,200	226,700	353,000	442,300
	31	207,900	229,400	354,700	443,100
	32	209,600	232,100	356,600	444,000
	33	211,100	234,700	358,300	444,900
	34	212,800	237,500	360,000	445,400
	35	214,500	240,100	361,700	445,900
	36	216,200	242,800	363,500	446,400
	37	217,700	245,400	365,400	446,900
	38	219,400	247,900	366,900	
	39	221,100	250,400	368,500	
	40	222,800	252,900	370,100	
	41	224,400	255,600	371,400	

再任職員以外の職員	42	226,100	258,000	372,800
	43	227,700	260,300	374,300
	44	229,300	262,600	375,800
	45	231,000	264,900	377,300
	46	232,500	267,200	378,900
	47	234,000	269,400	380,500
	48	235,400	271,600	382,000
	49	237,000	274,000	383,400
	50	238,400	276,000	384,900
	51	240,000	278,100	386,400
	52	241,200	280,200	387,800
	53	242,500	282,200	389,000
	54	244,000	284,800	390,300
	55	245,300	287,200	391,400
	56	246,600	289,700	392,500
	57	248,000	291,900	394,000
	58	249,200	294,500	395,200
	59	250,400	297,000	396,400
	60	251,700	299,700	397,700
	61	253,100	302,100	398,900
	62	254,500	304,500	399,900
	63	255,800	307,000	401,300
	64	256,800	309,400	402,600
	65	257,800	311,800	403,800
	66	259,300	314,000	404,900
	67	260,900	316,100	406,100
	68	262,400	318,300	407,200
	69	264,000	320,600	408,200
	70	265,500	322,700	409,400
	71	267,000	324,900	410,600
	72	268,500	326,900	411,800
	73	269,700	329,100	412,400
	74	270,900	331,200	413,200
	75	272,200	333,400	413,900
	76	273,500	335,600	414,400
	77	274,900	337,400	414,700
	78	276,000	339,300	415,100
	79	277,200	341,200	415,500
	80	278,400	343,000	415,900
	81	279,700	344,800	416,200
	82	280,700	346,600	416,600
	83	281,900	348,300	417,000
	84	283,100	350,100	417,300
	85	284,100	351,500	417,600
	86	285,000	353,100	418,000
	87	286,000	354,800	418,400

88	287,000	356,300	418,700
89	288,100	357,700	419,000
90	289,000	359,000	419,300
91	289,900	360,400	419,600
92	290,800	361,800	419,800
93	291,300	363,300	420,000
94	292,000	364,600	
95	292,800	365,900	
96	293,600	367,100	
97	294,400	368,100	
98	295,200	369,100	
99	296,000	370,100	
100	296,700	371,100	
101	297,600	372,000	
102	298,100	373,000	
103	298,600	374,000	
104	299,100	375,000	
105	299,300	375,800	
106	299,700	376,700	
107	300,000	377,600	
108	300,200	378,600	
109	300,400	379,400	
110	300,600	380,400	
111	300,900	381,400	
112	301,200	382,400	
113	301,400	383,000	
114	301,600	383,900	
115	301,800	384,800	
116	302,100	385,700	
117	302,400	386,500	
118	302,700	387,200	
119	303,000	388,000	
120	303,300	388,800	
121	303,400	389,400	
122	303,600	390,200	
123	303,900	390,900	
124	304,200	391,600	
125	304,400	392,200	
126		392,900	
127		393,400	
128		394,000	
129		394,700	
130		395,300	
131		395,800	
132		396,300	
133		396,600	

	134		396,900		
	135		397,200		
	136		397,500		
	137		397,800		
	138		398,100		
	139		398,400		
	140		398,700		
	141		399,000		
	142		399,300		
	143		399,600		
	144		399,900		
	145		400,100		
	146		400,400		
	147		400,700		
	148		400,900		
	149		401,100		
再任用職員		222,900	268,800	322,100	402,900

備考(一) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第五（第三条関係）

研究職給料表

職員 の 区 分	職 の 務 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	137,700	187,200	274,000	327,100	385,800
	2	138,800	189,700	276,500	329,300	388,700
	3	140,000	192,100	279,000	331,500	391,500
	4	141,100	194,500	281,500	333,600	394,300
	5	142,200	197,000	283,900	335,500	396,600
	6	143,500	199,300	286,100	337,600	399,300
	7	144,800	201,600	288,300	339,700	402,000
	8	146,100	203,800	290,500	341,800	404,700
	9	147,200	205,900	292,700	343,800	407,400
	10	148,900	208,200	295,500	345,800	410,000
	11	150,500	210,500	298,200	347,900	412,700
	12	152,100	212,800	301,000	349,900	415,500
	13	153,600	215,000	303,400	352,000	418,200
	14	155,500	217,400	306,100	353,900	420,900
	15	157,400	219,800	308,800	355,800	423,700
	16	159,400	222,200	311,600	357,700	426,400
	17	161,200	224,500	314,200	359,600	428,900
	18	163,400	227,300	316,400	361,500	431,500
	19	165,600	230,200	318,700	363,400	434,000
	20	167,700	233,100	320,900	365,400	436,600
	21	169,900	235,600	323,200	367,000	439,100
	22	172,300	238,300	325,200	369,000	441,700
	23	174,600	240,800	327,200	370,900	444,300
	24	176,900	243,500	329,300	372,800	446,800
	25	179,000	246,200	331,400	374,400	449,000
	26	181,100	248,600	333,300	376,100	451,300
	27	183,200	251,000	335,100	378,000	453,800
	28	185,300	253,400	337,000	379,900	456,300
	29	187,300	256,100	339,000	381,800	458,800
	30	189,100	258,300	340,700	383,700	461,300
	31	190,900	260,400	342,300	385,600	463,800
	32	192,600	262,500	344,000	387,600	466,300
	33	194,400	264,500	345,400	389,200	468,600
	34	196,300	266,600	346,800	391,000	471,000
	35	198,200	268,800	348,300	392,600	473,400
	36	200,100	270,800	349,800	394,400	475,900
	37	201,800	272,800	351,100	395,600	478,300
	38	203,700	274,300	352,500	397,100	480,800

再任職以外の職員

39	205,600	275,800	353,900	398,500	483,200
40	207,500	277,400	355,300	399,900	485,700
41	209,400	278,800	356,200	401,300	488,000
42	211,300	280,000	357,300	402,600	490,200
43	213,200	281,100	358,600	404,100	492,400
44	215,100	282,200	359,700	405,700	494,600
45	216,800	283,000	360,900	407,100	496,300
46	218,700	284,300	362,100	408,300	497,800
47	220,500	285,600	363,400	409,900	499,400
48	222,300	286,800	364,600	411,500	500,900
49	224,000	288,200	365,700	412,800	502,600
50	225,800	289,500	367,000	414,200	504,000
51	227,600	290,700	368,300	415,700	505,400
52	229,300	291,900	369,600	417,100	506,900
53	230,900	293,100	370,300	418,500	508,000
54	232,700	294,300	371,300	419,900	509,200
55	234,500	295,600	372,200	421,300	510,400
56	236,100	296,800	373,200	422,700	511,600
57	237,700	297,900	374,000	423,800	512,500
58	239,000	299,100	374,800	425,100	513,500
59	240,200	300,300	375,500	426,500	514,500
60	241,300	301,500	376,200	427,800	515,500
61	242,600	302,500	376,800	428,600	516,600
62	243,700	303,600	377,500	429,500	517,500
63	244,800	304,700	378,400	430,500	518,200
64	246,000	305,800	379,300	431,400	518,900
65	247,200	306,800	379,900	432,300	519,700
66	248,500	307,900	380,700	433,100	520,500
67	249,700	309,000	381,500	433,700	521,300
68	250,700	310,100	382,300	434,500	522,100
69	251,700	311,200	382,900	434,900	522,800
70	253,200	312,200	383,600	435,500	523,600
71	254,700	313,300	384,300	436,000	524,400
72	256,100	314,400	385,000	436,500	525,200
73	257,500	315,200	385,700	437,000	525,900
74	258,900	316,200	386,300		
75	260,300	317,300	386,900		
76	261,600	318,400	387,600		
77	262,700	319,500	388,300		
78	263,900	320,500	388,900		
79	265,200	321,500	389,500		
80	266,400	322,400	390,100		
81	267,800	323,500	390,700		
82	269,100	324,300	391,300		
83	270,400	325,000	391,900		
84	271,600	325,800	392,500		

	85	272,800	326,300	393,000		
	86	274,000	326,800	393,500		
	87	275,300	327,300	394,000		
	88	276,500	327,800	394,700		
	89	277,500	328,100	395,100		
	90	278,700	328,600			
	91	279,900	329,100			
	92	281,100	329,600			
	93	282,100	329,900			
	94	283,100	330,300			
	95	284,100	330,800			
	96	285,100	331,300			
	97	285,700	331,800			
	98	286,600	332,300			
	99	287,400	332,800			
	100	288,300	333,300			
	101	289,200	333,800			
	102	289,900	334,300			
	103	290,600	334,800			
	104	291,300	335,300			
	105	292,000	335,800			
	106	292,500	336,200			
	107	293,000	336,700			
	108	293,500	337,100			
	109	293,700	337,600			
	110	294,100	338,000			
	111	294,400	338,500			
	112	294,700	338,900			
	113	295,000	339,400			
	114	295,300	339,800			
	115	295,600	340,300			
	116	295,900	340,700			
	117	296,200	341,200			
	118	296,600	341,600			
	119	296,900	342,000			
	120	297,300	342,400			
	121	297,600	342,800			
再任用職員		215,200	256,400	281,200	323,600	382,100

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第六の口及びハを次のように改める。

□ 医療職給料表(二)

職員 の 区 分	職 務 級 の 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	142,400	180,300	215,500	242,000	275,700	323,700	368,800
	2	143,800	181,900	217,100	243,400	277,800	325,700	371,500
	3	145,200	183,500	218,700	244,700	280,000	327,900	374,100
	4	146,600	185,100	220,300	246,100	282,200	330,100	376,800
	5	147,800	186,600	221,700	247,400	284,400	332,100	379,200
	6	149,600	188,200	223,300	248,700	286,500	334,300	381,900
	7	151,300	189,800	224,800	250,000	288,700	336,400	384,500
	8	153,000	191,300	226,400	251,300	290,900	338,600	387,200
	9	154,700	192,900	227,900	252,700	292,900	340,600	389,300
	10	156,400	194,600	229,400	253,700	295,100	342,700	391,600
	11	158,100	196,200	230,800	254,900	297,200	344,900	393,800
	12	159,900	197,900	232,200	256,100	299,400	347,000	396,000
	13	161,400	199,500	234,000	257,400	301,600	348,700	398,100
	14	163,300	201,100	235,400	259,100	303,600	350,700	400,100
	15	165,300	202,700	236,700	260,700	305,700	352,600	402,100
	16	167,200	204,300	238,100	262,300	307,700	354,600	404,200
	17	169,100	205,800	239,400	263,900	309,900	356,600	406,000
	18	171,000	207,500	240,700	265,800	311,900	358,600	408,000
	19	172,800	209,200	242,000	267,600	314,000	360,600	409,900
	20	174,700	210,900	243,300	269,500	316,100	362,600	412,000
	21	176,600	212,200	244,700	271,300	318,000	364,400	413,800
	22	178,100	213,700	245,800	273,100	320,000	366,400	415,400
	23	179,600	215,100	247,000	275,000	321,900	368,500	417,000
	24	181,100	216,600	248,200	276,800	323,900	370,600	418,500
	25	182,700	218,000	249,400	278,600	325,900	372,000	420,000
	26	184,200	219,400	251,000	280,500	327,800	373,800	421,300
	27	185,700	220,800	252,500	282,400	329,800	375,600	422,600
	28	187,100	222,100	254,000	284,200	331,800	377,300	423,900
	29	188,700	223,600	255,500	286,200	333,400	379,100	425,200
	30	190,000	225,000	257,300	288,100	335,200	380,600	426,400
	31	191,300	226,600	259,100	289,900	336,900	382,200	427,600
	32	192,600	228,000	260,800	291,800	338,700	383,900	428,700
	33	194,000	229,500	262,300	293,600	340,500	385,200	429,900
	34	195,400	230,900	264,100	295,300	342,300	386,500	431,100
	35	196,800	232,100	265,800	297,100	344,200	387,800	432,300
	36	198,200	233,400	267,600	298,900	346,000	389,000	433,500
	37	199,300	234,900	269,100	300,400	347,800	390,100	434,800
	38	200,600	236,200	270,800	302,100	349,500	391,300	435,600
	39	201,900	237,500	272,500	303,800	351,100	392,400	436,000
	40	203,200	238,900	274,200	305,400	352,800	393,500	436,700
	41	204,400	240,200	275,900	307,200	354,000	394,300	437,200

再任職
員以外の
職員

42	205,600	241,600	277,500	308,900	355,100	395,100	437,600
43	206,800	242,900	279,200	310,500	356,300	395,900	438,000
44	208,000	244,000	280,900	312,200	357,500	396,700	438,400
45	209,200	245,200	282,500	313,400	358,700	397,100	438,800
46	210,300	246,700	284,200	314,800	359,500	397,700	439,200
47	211,400	248,300	285,900	316,300	360,700	398,200	439,600
48	212,500	249,800	287,500	317,900	361,800	398,600	439,900
49	213,600	251,400	288,900	319,400	362,800	399,000	440,200
50	214,600	252,800	290,500	320,700	363,800	399,300	440,600
51	215,600	254,200	292,000	321,900	364,800	399,600	440,900
52	216,600	255,600	293,600	323,200	365,800	399,900	441,200
53	217,400	256,700	295,000	324,300	366,600	400,200	441,500
54	218,400	258,100	296,500	325,300	367,400	400,500	
55	219,300	259,500	297,900	326,400	368,300	400,800	
56	220,300	260,900	299,400	327,400	369,200	401,100	
57	221,100	261,900	300,700	327,900	369,700	401,400	
58	222,000	263,200	301,900	328,800	370,500	401,700	
59	222,900	264,500	303,200	329,600	371,300	402,000	
60	223,800	265,800	304,600	330,500	372,100	402,400	
61	224,700	266,800	305,900	331,300	372,500	402,600	
62	225,700	268,000	307,100	331,600	373,200	402,900	
63	226,700	269,300	308,400	332,200	373,900	403,200	
64	227,800	270,600	309,600	332,900	374,600	403,500	
65	228,500	271,600	311,000	333,500	375,000	403,700	
66	229,400	272,700	311,800	334,200	375,600		
67	230,300	273,800	312,600	334,900	376,300		
68	231,200	274,900	313,400	335,600	376,900		
69	231,900	276,000	314,000	336,300	377,300		
70	232,600	277,000	314,700	336,800	377,800		
71	233,300	278,100	315,400	337,400	378,300		
72	234,000	279,200	316,000	338,000	378,800		
73	234,700	280,100	316,700	338,300	379,400		
74	235,500	280,800	316,900	338,900	379,900		
75	236,300	281,400	317,500	339,400	380,500		
76	237,100	282,200	318,100	340,000	381,100		
77	237,700	283,000	318,700	340,500	381,600		
78	238,300	283,600	319,200	341,000	382,100		
79	238,900	284,200	319,700	341,500	382,600		
80	239,500	284,800	320,200	341,900	383,100		
81	239,900	285,500	320,800	342,200	383,400		
82	240,300	286,000	321,300	342,500	383,900		
83	240,700	286,400	321,700	342,900	384,300		
84	241,100	286,800	322,200	343,200	384,700		
85	241,500	287,000	322,700	343,700	385,100		
86		287,200	323,100	344,000	385,600		
87		287,400	323,300	344,300	386,000		

	88		287,600	323,700	344,600	386,400		
	89		288,000	324,100	345,000	386,800		
	90		288,200	324,500	345,300	387,300		
	91		288,400	324,900	345,700	387,700		
	92		288,600	325,300	346,000	388,100		
	93		289,000	325,600	346,400	388,500		
	94		289,200	325,800	346,700			
	95		289,400	326,200	347,000			
	96		289,700	326,500	347,300			
	97		290,100	326,700	347,600			
	98		290,400	327,000	348,000			
	99		290,600	327,300	348,400			
	100		290,900	327,600	348,800			
	101		291,200	327,800	349,300			
	102		291,400	328,100	349,700			
	103		291,600	328,500	350,100			
	104		291,900	328,700	350,500			
	105		292,200	328,800	351,000			
	106			329,100				
	107			329,500				
	108			329,700				
	109			329,900				
	110			330,300				
	111			330,700				
	112			331,100				
	113			331,300				
再任用職員		186,400	213,000	241,200	254,600	279,800	320,500	362,700

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員 の 分 区	職 務 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	155,600	182,900	231,400	254,800	281,500	326,900	371,800
	2	157,000	185,000	233,200	255,800	283,400	329,100	374,400
	3	158,500	187,100	235,000	256,800	285,400	331,200	377,100
	4	159,900	189,200	236,800	257,900	287,400	333,400	379,700
	5	161,300	191,300	238,200	258,900	289,200	335,600	381,900
	6	162,800	193,600	239,600	260,000	291,000	337,700	384,300
	7	164,300	195,900	240,800	260,900	292,900	339,900	386,600
	8	165,800	198,200	242,100	262,000	294,800	342,000	388,900
	9	167,100	200,600	243,300	263,300	296,700	343,700	390,900
	10	168,800	202,000	244,400	264,100	298,600	345,700	393,000
	11	170,400	203,400	245,400	265,400	300,400	347,600	395,200
	12	172,000	204,800	246,500	266,700	302,300	349,600	397,500
	13	173,500	206,200	247,800	268,000	304,000	351,700	399,400
	14	175,500	207,700	248,900	269,500	305,700	353,800	401,400
	15	177,500	209,200	249,900	270,800	307,500	355,900	403,600
	16	179,500	210,500	250,900	272,300	309,300	357,900	405,800
	17	181,700	211,900	251,900	273,700	311,200	359,900	407,800
	18	183,800	213,400	252,900	275,200	312,800	361,900	410,000
	19	185,900	214,900	254,000	276,600	314,500	364,000	412,200
	20	188,000	216,400	255,000	278,100	316,200	366,100	414,300
	21	190,100	217,800	256,000	279,700	317,700	367,800	416,200
	22	192,300	219,500	257,000	281,300	319,300	369,900	418,100
	23	194,500	221,200	258,100	282,800	320,900	372,000	419,900
	24	196,700	222,900	259,200	284,300	322,400	374,000	421,800
	25	198,800	224,300	260,400	285,600	324,100	376,000	423,500
	26	200,100	226,000	261,900	287,400	325,500	377,600	425,100
	27	201,400	227,700	263,200	289,200	327,000	379,500	426,800
	28	202,700	229,400	264,600	290,900	328,600	381,400	428,400
	29	203,900	231,000	266,000	292,500	330,000	383,200	429,700
	30	205,100	232,400	267,600	294,200	331,500	384,900	431,000
	31	206,400	233,700	269,200	295,800	332,900	386,800	432,600
	32	207,600	234,900	270,700	297,500	334,400	388,600	434,100
	33	208,900	236,300	272,300	299,000	336,100	390,300	435,800
	34	210,200	237,400	273,800	300,500	337,600	392,000	437,400
	35	211,500	238,400	275,200	302,100	339,200	393,800	438,800
	36	212,800	239,600	276,600	303,700	340,700	395,500	440,200
	37	214,200	240,800	278,200	305,200	342,400	397,100	441,300
	38	215,600	241,900	279,600	306,700	344,000	398,800	442,600
	39	217,000	242,900	281,100	308,300	345,500	400,600	443,900
	40	218,400	244,000	282,500	309,900	347,100	402,400	445,300
	41	219,500	244,900	284,100	311,500	348,300	403,900	446,300

再任職員以外の職員	42	220,900	245,900	285,700	312,900	349,800	405,400	447,000
	43	222,300	246,900	287,200	314,300	351,300	406,900	447,800
	44	223,700	247,900	288,800	315,800	352,700	408,200	448,400
	45	224,900	248,900	290,200	316,900	354,300	409,300	449,300
	46	226,300	249,900	291,600	318,300	355,300	410,400	450,000
	47	227,600	251,000	293,100	319,700	356,800	411,500	450,800
	48	228,900	252,100	294,600	321,200	358,100	412,700	451,600
	49	230,000	253,100	295,900	322,400	359,500	414,000	452,300
	50	231,100	254,500	297,200	323,800	360,900	415,100	453,000
	51	232,300	255,700	298,600	325,100	362,200	416,300	453,700
	52	233,400	257,000	300,000	326,400	363,600	417,400	454,500
	53	234,600	258,300	301,500	327,800	365,100	418,600	455,300
	54	235,700	259,900	302,800	329,200	366,300	419,600	456,100
	55	236,800	261,400	304,200	330,600	367,400	420,700	456,800
	56	237,800	262,900	305,600	331,900	368,600	421,800	457,500
	57	238,900	264,500	306,700	332,800	369,700	422,900	458,300
	58	240,000	266,100	307,900	334,100	370,600	423,400	
	59	240,900	267,600	309,200	335,300	371,600	424,000	
	60	241,900	269,200	310,600	336,600	372,600	424,400	
	61	243,000	270,600	311,700	337,700	373,200	425,000	
	62	244,000	272,100	313,000	338,600	374,000	425,500	
	63	245,000	273,600	314,300	339,800	374,800	425,900	
	64	246,100	275,000	315,500	341,100	375,600	426,400	
	65	247,000	276,600	316,800	342,200	376,300	427,000	
	66	248,200	278,100	318,100	343,400	377,000	427,400	
	67	249,400	279,600	319,400	344,600	377,800	427,700	
	68	250,400	281,100	320,700	345,700	378,500	428,000	
69	251,300	282,300	321,400	346,700	379,100	428,400		
70	252,500	283,800	322,500	347,700	379,700			
71	253,800	285,300	323,600	348,800	380,400			
72	255,000	286,700	324,500	349,900	381,000			
73	256,400	287,900	325,800	350,700	381,700			
74	257,700	289,300	326,500	351,800	382,200			
75	259,000	290,700	327,600	352,900	382,800			
76	260,300	292,000	328,800	354,000	383,300			
77	261,300	293,500	329,900	354,700	383,700			
78	262,400	294,800	331,100	355,500	384,300			
79	263,700	296,000	332,200	356,300	384,800			
80	265,000	297,300	333,400	357,000	385,100			
81	266,100	298,100	334,500	357,600	385,400			
82	267,100	299,300	335,600	358,100	385,900			
83	268,200	300,500	336,600	358,700	386,300			
84	269,300	301,700	337,700	359,200	386,600			
85	270,200	302,800	338,600	359,800	386,900			
86	271,100	304,000	339,600	360,300	387,400			
87	272,200	305,200	340,500	360,900	387,900			

88	273,300	306,300	341,500	361,400	388,300
89	274,300	307,600	342,500	361,800	388,600
90	275,200	308,800	343,300	362,200	389,000
91	276,200	310,000	344,100	362,800	389,500
92	277,200	311,200	344,900	363,300	389,900
93	278,200	312,000	345,500	363,600	390,300
94	279,200	312,700	346,100	364,100	
95	280,100	313,400	346,800	364,500	
96	281,100	314,000	347,400	364,800	
97	282,000	314,700	347,800	365,400	
98	282,800	315,000	348,200	365,900	
99	283,500	315,600	348,700	366,400	
100	284,400	316,300	349,100	366,900	
101	285,200	316,700	349,600	367,500	
102	286,000	317,300	350,000	368,000	
103	286,800	317,900	350,500	368,500	
104	287,600	318,500	350,900	368,900	
105	288,300	318,900	351,200	369,500	
106	288,800	319,400	351,700	370,000	
107	289,300	319,900	352,100	370,500	
108	289,800	320,400	352,400	371,000	
109	290,000	320,800	352,900	371,600	
110	290,300	321,200	353,400	372,000	
111	290,500	321,500	353,900	372,500	
112	290,900	321,800	354,400	373,000	
113	291,200	322,200	354,900	373,600	
114	291,400	322,600	355,400		
115	291,800	323,000	355,900		
116	292,100	323,300	356,300		
117	292,400	323,500	356,700		
118	292,700	323,800	357,100		
119	293,000	324,200	357,600		
120	293,400	324,400	358,100		
121	293,700	324,600	358,500		
122	294,100	324,900	359,000		
123	294,400	325,200	359,500		
124	294,800	325,500	360,000		
125	295,000	325,700	360,300		
126	295,200	326,000			
127	295,500	326,400			
128	295,900	326,600			
129	296,100	326,700			
130	296,400	327,000			
131	296,800	327,400			
132	297,200	327,600			
133	297,400	327,900			

	134	297,700	328,300					
	135	298,100	328,700					
	136	298,400	329,100					
	137	298,600	329,400					
	138	298,900	329,800					
	139	299,300	330,200					
	140	299,600	330,600					
	141	299,800	330,900					
	142	300,200	331,300					
	143	300,600	331,600					
	144	300,900	332,000					
	145	301,000	332,300					
	146	301,300	332,700					
	147	301,600	333,100					
	148	302,000	333,500					
	149	302,200	333,800					
	150	302,400	334,200					
	151	302,700	334,600					
	152	303,000	335,000					
	153	303,400	335,300					
	154	303,600						
	155	303,800						
	156	304,100						
	157	304,400						
	158	304,700						
	159	305,000						
	160	305,300						
	161	305,700						
	162	306,000						
	163	306,300						
	164	306,600						
	165	307,000						
	166	307,300						
	167	307,600						
	168	307,900						
	169	308,300						
再任用職員		232,700	253,100	260,300	270,500	286,800	323,900	368,300

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第二条 任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年十二月青森県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
1	392,000
2	452,000
3	514,000
4	594,000
5	691,000
6	789,000

第五条第二項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
1	326,000
2	362,000
3	390,000

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年十二月青森県条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
1	370,000
2	418,000
3	470,000
4	531,000
5	606,000
6	708,000
7	828,000

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年三月青森県条例第九号)の一部を次のように改正する。

附則第九項中「には」の下に「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間」を、「相当する額」の下に「から当該差額の二分の一の額(その額が一万円を超える場合にあつては、一万円)を減じた額」を加える。

附則第十二項を次のように改める。

12 前三項の規定による給料の額が職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十七年三月青森県条例第十号)附則第四項から第六項までの規定による給料の額に満たない場合には、前三項の規定にかかわらず、これらの規定による給料は、支給しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(施行日における任期付研究員等に係る最高の号給を超える給料月額の切替え)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)(の前日において次の各号に掲げる給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額は、当該各号に定める給料月額及び一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の指定職俸給表八号俸の額との権衡を考慮して人事委員会規則で定める。

一 任期付研究員の採用等に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。)(第五条第四項の規定による給料月額 第二条の規定による改正後の任期付研究員条例第五条第一項に規定する給料表に掲げる号給の給料月額

二 任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)(第四条第三項の規定による給料月額 第三条の規定による改正後の任期付職員条例第四条第一項に規定する給料表に掲げる号給の給料月額

(施行日前の異動者の号給の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

4 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者を受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)(には、平成三十一年三月三十一日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

5 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)(について、同項の規定による給料を支給される職員との権

衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

6 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

7 前三項の規定による給料の額が職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年三月青森県条例第九号）附則第九項から第十一項までの規定による給料の額を超えない場合には、前三項の規定にかかわらず、これらの規定による給料は、支給しない。

8 附則第四項から第六項までの規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十七年三月青森県条例第十号）附則第四項から第六項までの規定による給料の額との合計額」とする。

一 任期付研究員条例第五条第五項

二 任期付職員条例第四条第四項

（平成三十年三月三十一日までの間における地域手当に関する特例）

9 施行日から平成三十年三月三十一日までの間における次の表の上欄に掲げる職員の給与に関する条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第九条の二第二項	割合	割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第九条の三	百分の十六	百分の十六を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

（人事委員会規則への委任）

10 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

常勤の特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十一号

常勤の特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

常勤の特別職の職員の退職手当に関する条例（昭和三十五年三月青森県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「病院事業管理者」の下に「、教育長」を加える。

第三条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 教育長 百分の三十五

附 則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、同項の規定によりなお従前の例により在職する教育長については、改正後の常勤の特別職の職員の退職手当に関する条例の規定は適用しない。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十二号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年十二月青森県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第六条の四第一項第一号中「七万九千二百円」を「九万五千四百円」に改め、同項第二号中「六万二千五百円」を「七万八千七百五十円」に改め、同項第三号中「五万四千五百円」を「七万四百円」に改め、同項第四号中「五万円」を「六万五千円」に改め、同項第五号中「四万五千八百五十円」を「五万九千五百五十円」に改め、同項第六号中「四万七千七百円」を「五万四千五百円」に改め、同項第七号中「三万三千三百五十円」を「四万三千三百五十円」に改め、同項第八号中「二万五千元」を「三万二千五百円」に改め、同項第九号中「二万八百五十円」を「二万七千七百円」に改め、同項第十号中「一万六千七百円」を「二万七千七百円」に改め、同条第四項第一号を削り、同項第二号中「自己都合退職者」の下に「（第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「前号」を「第一項」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第一号とし、同項第四号中「第一号」を「第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

附則第三十六項中「第六十三条第二項」を「第五十条の十第二項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十三号

青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例

青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表中第二十六号を第二十七号とし、第二十五号を第二十六号とし、第二十四号を第二十五号とし、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 青森県立種差少年自然の家

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（青森県立少年自然の家条例の一部改正）

2 青森県立少年自然の家条例（昭和四十六年七月青森県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「条例」の下に「及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）」を加える。

青森県情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十四号

青森県情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

青森県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成二十一年十二月青森県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「行わせる」を「行わせ、並びに特定個人情報保護評価（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十六条第一項に規定する特定個人情報保護評価をいう。以下同じ。）に関する事項を調査審議させる」に改める。

第十二条中「第十条」を「第十一条」に改め、同条を第十三条とし、第十一条を第十二条とする。

第十条中「又は委員であった者」を「若しくは委員であった者又は専門委員若しくは専門委員であった者」に改め、同条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条を第九条とする。

第七条中「第四条第三項」を「第五条第三項」に、「第五条第三項」を「第六条第三項」に改め、同条を第八条とする。

第六条中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条を第五条とする。

第三条第二項中「委員」の下に「（特定個人情報保護評価に関する事項に係る会議にあつては、委員及び専門委員）」を加え、同条第三項中「委員」の下に「（特定個人情報保護評価に関する事項に係る議事にあつては、委員及び専門委員）」を加え、同条を第四条とする。

第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（組織）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第三条 特定個人情報保護評価に関し、専門の事項を調査審議させるため、審査会に専門委員若干人を置く。

2 専門委員は、知事が委嘱する。

3 専門委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

青森県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十五号

青森県行政手続条例の一部を改正する条例

青森県行政手続条例（平成七年七月青森県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条」を「第三十五条」に、「第五章 届出（第三十五条）」を「第五章 処分等の求め（第三十六条）」に、「第六章 届出（第三十七条）」を「第六章 届出（第三十七条）」に、「第六章」を「第七章」に、「第三十六条」を「第三十八条」に改める。

第三条中「第四章」を「第五章」に改める。

第三十二条中「含む。」を「含む。次条第二項において同じ。」に改める。

第三十二条中「含む。」を「含む。次条第二項において同じ。」に改める。

第三十二条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すと

きは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該権限を行使し得る根拠となる法令（法律等及び条例等をいう。以下同じ。）の条項

二 前号の条項に規定する要件

三 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第三十六条を第三十八条とする。

第六章を第七章とする。

第五章中第三十五条を第三十七条とする。

第五章を第六章とする。

第四章中第三十四条の次に次の一条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第三十五条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 当該行政指導の内容

三 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項

四 前号の条項に規定する要件

五 当該行政指導が前号の要件に適合しないと認料する理由

六 その他参考となる事項

3 当該県の機関は、第一項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第四章の次に次の一章を加える。

第五章 処分等の求め

第三十六条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと認料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する県の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 法令に違反する事実の内容

三 当該処分又は行政指導の内容

四 当該処分の根拠となる条例等又は当該行政指導の根拠となる法律若しくは条例の条項

五 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由

六 その他参考となる事項

- 3 当該行政庁又は県の機関は、第一項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(青森県県税条例の一部改正)

- 2 青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第二項中「第三十三条第三項」を「第三十三条第四項」に、「第三十三条第二項」を「第三十三条第三項」に改める。

青森県情報公開条例及び青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十六号

青森県情報公開条例及び青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例

(青森県情報公開条例の一部改正)

- 第一条 青森県情報公開条例（平成十一年十二月青森県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号八中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(青森県個人情報保護条例の一部改正)

第二条 青森県個人情報保護条例(平成十年十二月青森県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第四号八中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十七号

青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第五百五十一条第一項第四号中「又は保育所」を「保育所又は幼保連携型認定こども園」に改める。

第五百五十一条の二第二項中「四万五千円」を「四万五千四百円」に改める。

第二百十六条第二項第一号及び附則第十四条第一項第一号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適

正化に関する法律」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二百十六条第二項第一号及び附則第十四条第一項第一号の改正規定は、同年五月二十九日から施行する。

2 改正後の青森県県税条例第百五十一条の二第二項の規定は、平成二十七年以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十六年分までの自動車税については、なお従前の例による。

青森県第一種フロン類回収業者登録申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十八号

青森県第一種フロン類回収業者登録申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県第一種フロン類回収業者登録申請手数料等徴収条例（平成十三年十二月青森県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県第一種フロン類充填回収業者登録申請手数料等徴収条例

第一条中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に、

「第九条第一項」を「第二十七条第一項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に、「第十二条第一項」を「第三十条

第一項」に改める。

第二条第一号中「第九条第一項」を「第二十七条第一項」に、「第一種フロン類回収業者の」を「第一種フロン類充填回収業者の」に、「第一種フロン類回収業者登録申請手数料」を「第一種フロン類充填回収業者登録申請手数料」に改め、同条第二号中「第十二条第一項」を「第三十条第一項」に、「第一種フロン類回収業者の」を「第一種フロン類充填回収業者の」に、「第一種フロン類回収業者登録更新申請手数料」を「第一種フロン類充填回収業者登録更新申請手数料」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

青森県土壤汚染対策法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十九号

青森県土壤汚染対策法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県土壤汚染対策法関係手数料徴収条例（平成二十二年三月青森県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「いう。」の下に「第三条第一項の規定による指定調査機関の指定、法」を加え、「並びに法」を「法」に改め、「変更の許可」の下に「並びに法第三十二条第一項の規定による指定調査機関の指定の更新」を加える。

第二条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 法第三十二条第一項の規定による指定調査機関の指定の更新を受けようとする者 指定調査機関指定更新申請手数料 二万四千八百円

第一条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の二号を加える。

一 法第三条第一項の規定による指定調査機関の指定を受けよとする者

指定調査機関指定申請手数料

三万九百円

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十号

青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例（昭和三十七年四月青森県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第六項第一号から第三号までの規定中「厚生労働大臣」を「知事」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

青森県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青森県条例第二十一号

青森県子育て支援対策臨時特別基金条例の一部を改正する条例

青森県子育て支援対策臨時特別基金条例（平成二十一年三月青森県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県知事 三 村 申 吾

青森県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十二号

青森県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

青森県自殺対策緊急強化基金条例（平成二十一年七月青森県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県発電用施設等所在市町村等企業導入促進基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十三号

青森県発電用施設等所在市町村等企業導入促進基金条例の一部を改正する条例

青森県発電用施設等所在市町村等企業導入促進基金条例（平成六年三月青森県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「の促進を図るための資金の貸付けを円滑かつ効率的に行う」を「を促進するための措置に要する経費の財源に充てる」に改める。

第三条を削る。

第四条に次の一項を加える。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

第四条を第三条とし、第五条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（基金の処分）

第五条 基金は、交付規則第三条第一項の規定の適用を受ける企業導入・産業活性化措置（事業地域への企業の導入の促進のための事業に限る。）に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

青森県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十四号

青森県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例

青森県森林整備加速化・林業再生基金条例（平成二十一年七月青森県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県道路法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十五号

青森県道路法施行条例の一部を改正する条例

青森県道路法施行条例（平成二十四年十二月青森県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第七条関係）

物	法第三十二条 第一項第一号 に掲げる工作										占		料		
	地下に設ける変圧器	路上に設ける変圧器	地下に設ける電線その他の線類	共架電線その他上空に設ける線類	その他の柱類	第三種電話柱	第二種電話柱	第一種電話柱	第三種電柱	第二種電柱	第一種電柱	単位		所 在 地	
	地下に設ける変圧器	路上に設ける変圧器	地下に設ける電線その他の線類	共架電線その他上空に設ける線類	その他の柱類	第三種電話柱	第二種電話柱	第一種電話柱	第三種電柱	第二種電柱	第一種電柱	一本につき一年	第一級地	第二級地	第三級地
	占用面積二平方メートルにつき一年	一個につき一年	長さ一メートルにつき一年										四三〇円	三六〇円	三一〇円
	二三〇円	三八〇円	二円	四円	三九円	八五〇円	六二〇円	三九〇円	九〇〇円	六六〇円	四三〇円		五五〇円	三六〇円	三一〇円
	一九〇円	三二〇円	二円	三円	三二円	七〇〇円	五一〇円	三二〇円	七四〇円	五五〇円	三六〇円		五五〇円	三六〇円	三一〇円
	一七〇円	二七〇円	二円	三円	二八円	六二〇円	四五〇円	二八〇円	六五〇円	四八〇円	三一〇円		四八〇円	三一〇円	三一〇円

	法第三十二条 第一項第六号 に掲げる施設	法第三十二条 第一項第五号 に掲げる施設					法第三十二条第一項第三号及び第四号に掲げる施設			未満のもの 外径が○・七メートル以上一メートル未満のもの 外径が一メートル以上のもの		
看板（アーチであ	その他のもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その他のもの	地下に設ける通路	上空に設ける通路	地下街及び地下室			外径が一メートル以上のもの	外径が○・七メートル以上一メートル未満のもの	未満のもの	
						階段が三以上のもの	階段が二のもの	階段が一のもの				
一時的に設けるもの												
表示面積一平方メートルにつき一月	表示面積一平方メートルにつき一月	表示面積一平方メートルにつき一日	表示面積一平方メートルにつき一年									
一九〇円	一九〇円	一九円	七七〇円	五六〇円	九三〇円	Aに○・○〇八を乗じて得た額			七七〇円	四六〇円	二三〇円	
一一〇円	一一〇円	一一円	六四〇円	三二〇円	五三〇円	Aに○・○〇七を乗じて得た額			六四〇円	三八〇円	一九〇円	
七六円	七六円	八円	五六〇円	二三〇円	三八〇円	Aに○・○〇四を乗じて得た額			五六〇円	三四〇円	一七〇円	

政令第七条第 十三号に掲げ る施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架の ものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに〇・〇一六 を乗じて得た額	Aに〇・〇一七 を乗じて得た額	Aに〇・〇二を 乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに〇・〇二を乗じて得た額		
その他のもの		Aに〇・〇二八を乗じて得た額		

別表の備考第二号を次のように改める。

二 占用物件の所在地の区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分による。

イ 第一級地 青森市及び八戸市の区域をいう。

ロ 第二級地 弘前市、黒石市、五所川原市、三沢市、藤崎町、田舎館村、野辺地町及びおいらせ町の区域をいう。

ハ 第三級地 市町村の区域で第一級地及び第二級地以外のものをいう。

附 則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に受けている占用の許可に係る占用料（青森県道路法施行条例第八条ただし書の規定の適用を受ける占用料のうち平成二十七年以降の年度分に係るものを除く。）については、なお従前の例による。

青森県国直轄港湾工事負担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十六号

青森県国直轄港湾工事負担金徴収条例の一部を改正する条例

青森県国直轄港湾工事負担金徴収条例（昭和四十二年十二月青森県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び八戸港」を「八戸港及びむつ小川原港」に改める。

第二条中「市から」を「市村から」に改め、同条に次の一号を加える。

三 六ヶ所村 むつ小川原港に係る国直轄港湾工事に要する費用の額の百分の十に相当する額

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十七号

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例

青森県港湾管理条例（昭和三十九年七月青森県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十四号中「二十一円」を「十六円」に、「三十円」を「二十三円」に、「四十五円」を「三十五円」に、「六十円」を「四十六円」に、「年額九十円」を「年額七十円」に、「百二十円」を「九十三円」に、「二百円」を「百六十円」に、「三百円」を「二百三十円」に、「六百円」を「四百六十円」に、「年額十七円」を「年額十二円」に、「二十五円」を「十七円」に、「三十七円」を「二十五円」に、「四十九円」を「三十四円」に、「七十四円」を「五十円」に、「九十八円」を「六十七円」に、「百七十円」を「百二十円」に、「二百五十円」を「百七十円」に、「四百九十円」を「三百四十円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日の翌日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている港湾施設用地の使用の許可に係る使用料のうち、この条例の施行の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

青森県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十八号

青森県都市公園条例の一部を改正する条例

青森県都市公園条例（昭和五十三年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第二号アの表中「千円」を「七百七十円」に、「四百二十円」を「三百二十円」に、「二平方メートルにつき一日二十円」を「二平方メー

トルにつき一日 十九円」に、「二百円」を「百九十円」に、「八百円」を「六百二十円」に、「二平方メートルにつき一年 百円」を「一平方メートルにつき一年 七十七円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている占用の許可又は現に成立している占用の協議に係る使用料のうち、この条例の施行の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

青森県建築確認申請等手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十九号

青森県建築確認申請等手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県建築確認申請等手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「第七条の六第一項第一号（）」を「第七条の六第一項第一号及び第二号（これらの規定を）」に改め、「以下同じ」を削り、「承認」を「認定」に改め、同条第五号中「第十八条第十五項」を「第十八条第十七項」に、「並びに法第十八条第十八項」を「法第十八条第二十項」に改め、「中間検査」の下に「並びに法第十八条第二十四項第一号及び第二号（これらの規定を法第八十七条の二並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受ける前における建築物、建築設備及び工作物の仮使用の認定」を加える。

第二条第二項中「(別表の備考の第六号の規定により加算される額に相当する部分を除く。)」を削る。

別表第二号中「第十八条第十五項」を「第十八条第十七項」に改め、同表第三号中「第十八条第十八項」を「第十八条第二十項」に改め、同表第四号中「第七条の六第一項第一号」を「第七条の六第一項第一号若しくは第二号又は第十八条第二十四項第一号若しくは第二号(これらの規定を法第八十七条の二並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)」に、「承認を」を「認定を」に、「検査済証交付前仮使用承認申請手数料」を「検査済証交付前仮使用認定申請手数料」に改め、同表の備考の第六号を削る。

附 則

この条例は、平成二十七年六月一日から施行する。

青森県宅地建物取引業免許申請手数料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十号

青森県宅地建物取引業免許申請手数料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県宅地建物取引業免許申請手数料等の徴収等に関する条例(平成十二年三月青森県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県宅地建物取引業法関係手数料の徴収等に関する条例

第一条第二号中「宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に改め、同条第三号及び第四号中「宅地建物取引主任者資格」を

「宅地建物取引士資格」に改め、同条第五号及び第六号中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同条に次の二号を加える。

七 宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号。以下「省令」という。）第十四条の十三第一項に規定する宅地建物取引士証の書換え交付に関する事務

八 省令第十四条の十五第一項に規定する宅地建物取引士証の再交付に関する事務

第二条第三号中「宅地建物取引主任者資格試験を」を「宅地建物取引士資格試験を」に、「宅地建物取引主任者資格試験受験手数料」を「宅地建物取引士資格試験受験手数料」に改め、同条第四号中「宅地建物取引主任者資格の」を「宅地建物取引士資格の」に、「宅地建物取引主任者資格登録手数料」を「宅地建物取引士資格登録手数料」に改め、同条第五号中「宅地建物取引主任者資格の」を「宅地建物取引士資格の」に、「宅地建物取引主任者資格登録移転申請手数料」を「宅地建物取引士資格登録移転申請手数料」に改め、同条第六号中「宅地建物取引主任者証の」を「宅地建物取引士証の」に、「宅地建物取引主任者証交付申請手数料」を「宅地建物取引士証交付申請手数料」に改め、同条第七号中「宅地建物取引主任者証の」を「宅地建物取引士証の」に、「宅地建物取引主任者証更新申請手数料」を「宅地建物取引士証更新申請手数料」に改め、同条に次の二号を加える。

八 省令第十四条の十三第一項の規定による宅地建物取引士証の書換え交付（同条第三項ただし書の場合を除く。）を受けようとする者

宅地建物取引士証書換え交付申請手数料 四千五百円

九 省令第十四条の十五第一項の規定による宅地建物取引士証の再交付を受けようとする者

宅地建物取引士証再交付申請手数料 四千五百円

第三条第一項中「宅地建物取引主任者資格試験の」を「宅地建物取引士資格試験の」に、「宅地建物取引主任者資格試験を」を「宅地建物取引士資格試験を」に、「宅地建物取引主任者資格試験受験手数料」を「宅地建物取引士資格試験受験手数料」に改め、同条第二項中「宅地建物取引主任者資格試験受験手数料」を「宅地建物取引士資格試験受験手数料」に改める。

第四条中「宅地建物取引主任者資格試験受験手数料」を「宅地建物取引士資格試験受験手数料」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

青森県長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十一号

青森県長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等徴収条例（平成二十一年三月青森県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中

住戸の数が三百一以上の共同住宅 等に係る住戸の場合	二十一万円を認定申請数で除して 得た額
------------------------------	------------------------

を

住宅の品 質確保の	住戸の数が三百一以上の共同住宅 等に係る住戸の場合	二十一万円を認定申請数で除して 得た額
	一戸建ての住宅の場合	一万五千元
	住戸の数が五以下の共同住宅等に	五万七千円を認定申請数で除して

促進等に 関する法 律（平成 十一年法 律第八十 一号）第 五条第一 項に規定 する住宅 性能評価 書により 法第六條 第一項第 一号に係 る基準に 適合する と認めら れる場合	係る住戸の場合		得た額
	住戸の数が六以上十以下の共同住宅等に係る住戸の場合		九万三千円を認定申請数で除して得た額
	住戸の数が十一以上二十五以下の共同住宅等に係る住戸の場合		十七万円を認定申請数で除して得た額
	住戸の数が二十六以上五十以下の共同住宅等に係る住戸の場合		三十万円を認定申請数で除して得た額
	住戸の数が五十一以上百以下の共同住宅等に係る住戸の場合		四十六万円を認定申請数で除して得た額
	住戸の数が百一以上二百以下の共同住宅等に係る住戸の場合		八十四万円を認定申請数で除して得た額
	住戸の数が二百一以上三百以下の共同住宅等に係る住戸の場合		百十四万円を認定申請数で除して得た額
住戸の数が三百一以上の共同住宅等に係る住戸の場合		百三十八万円を認定申請数で除して得た額	

に改め、同表第二号中

住戸の数が二百一以上の共同住宅等に係る住戸の場合	十万円を変更認定申請数で除して得た額
--------------------------	--------------------

を

住宅の品質確保の促進等に関する法律第五條第一項に規定する住宅性能評価書により法第六條第一項第一号に係る基準に適合すると認められる場合	住宅の品	住戸の数が二百一以上の共同住宅等に係る住戸の場合	十万円を変更認定申請数で除して得た額
	質確保の	一戸建ての住宅の場合	七千円
	促進等に	住戸の数が五以下の共同住宅等に係る住戸の場合	二万八千円を変更認定申請数で除して得た額
	関する法	住戸の数が六以上十以下の共同住宅等に係る住戸の場合	四万六千円を変更認定申請数で除して得た額
	律第五條	住戸の数が十一以上二十五以下の共同住宅等に係る住戸の場合	八万七千円を変更認定申請数で除して得た額
	第一項に	住戸の数が二十六以上五十以下の共同住宅等に係る住戸の場合	十五万円を変更認定申請数で除して得た額
	規定する	住戸の数が五十一以上百以下の共同住宅等に係る住戸の場合	二十三万円を変更認定申請数で除して得た額
	住宅性能	住戸の数が百一以上二百以下の共同住宅等に係る住戸の場合	四十二万円を変更認定申請数で除して得た額
評価書に	住戸の数が二百一以上三百以下の共同住宅等に係る住戸の場合	五十七万円を変更認定申請数で除して得た額	
より法第	住戸の数が三百一以上の共同住宅等に係る住戸の場合	六十九万円を変更認定申請数で除して得た額	

に改め、同表の備考中第四号を削り、第五号を第四号と

する。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表の備考の改正規定は、同年六月一日から施行する。

青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十二号

青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例（平成二十五年三月青森県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表の備考の第六号を削り、同備考の第七号中「若しくは前号」を削り、同号を同備考の第六号とし、同備考の第八号中「若しくは第六号」を削り、同号を同備考の第七号とする。

附 則

この条例は、平成二十七年六月一日から施行する。

青森県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青森県条例第三十三号

青森県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

青森県建築基準法施行条例（平成十二年十月青森県条例第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「第百十五条の二の二第一項第一号」を「第百二十九条の二の三第二項第一号口」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年六月一日から施行する。

青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十四号

青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

青森県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条から第九条までを一条ずつ繰り上げる。

別表第二中「結核病床 六床」を「感染症病床 五床」に改める。

附 則

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三十五号

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の三第一号中「除く」を「除き、地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）にあつては、第七条の二の規定により単身赴任手当を支給される職員に限る」に改め、同条第二号中「職員」の下に「（再任用職員を除く。）」を加える。

第十四条の二中「臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等（次号において「週休日等」という。）に勤務した場合
- 二 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合

第二十一条第一項中「、第六条の三、第七条の二」を削り、「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一

項若しくは第二項の規定により採用された職員」を「再任用職員」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

青森県教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十六号

青森県教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例

青森県教育委員会委員定数条例（平成十二年三月青森県条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

本則中「六人」を「五人」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、改正後の青森県教育委員会委員定数条例の規定は適用せず、改正前の青森県教育委員会委員定数条例の規定は、なおその効力を有する。

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三十七号

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例

青森県学校職員定数条例（昭和三十六年三月青森県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一項の表中「二、八三七人」を「二、七五九人」に、「二、一六九人」を「二、一六七人」に、「三、三六七人」を「三、三二七人」に、「五、一七八人」を「五、〇九三人」に、「二、七七二人」を「二、五五七人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。



青森県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三十八号

青森県立学校設置条例の一部を改正する条例

青森県立学校設置条例（昭和三十九年四月青森県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

表第一号中

青森県立八戸工業高等学校	八戸市
青森県立南部工業高等学校	三戸郡南部町

を

青森県立八戸工業高等学校	八戸市
--------------	-----

に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

青森県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十九号

青森県警察職員定員条例の一部を改正する条例

青森県警察職員定員条例（昭和二十九年六月青森県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表中「六五四人」を「六五七人」に、「六七六人」を「六七九人」に、「六九六人」を「六九九人」に、「三三一人」を「三三三一人」に、「二、六九八人」を「二、七〇七人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十号

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第百一号）の一部を次のように改正する。

別表第九号中「四千六百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合）については、七千七百円」を「四千四百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける

場合）については、七千四百円」に、

千八百円	千九百円
------	------

を

千七百五十円	千八百五十円
--------	--------

に、

「三千五十円」を「三千百円」に、「三千五十円」を「二千九百五十円」に、「四千六百円」を「四千五百円」に、

千九百円	千五百円
------	------

を

千八百五十円	千五百円
--------	------

に、「四千六百円（法第九十七条第一項第

二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合）については、七千六百五十円」を「四千五百五十円（法

第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、七千六百五十円」に、「三千円」を「二千八百五十円」に、「四千五百五十円」を「四千四百円」に改め、同表第十号中「三千八百五十円」を「三千六百五十円」に、「六千九百五十円」を「六千六百五十円」に、「四千五十円」を「三千八百五十円」に、「四千九百円」を「四千七百五十円」に改め、同表第十一号中「千五百五十円」を「千四百五十円」に、「三千円」を「三千円」に改め、同表第十三号中「三千六百円」を「三千五百円」に改め、同表第十六号中「千二百円」を「千円」に改め、同表第十七号中「二万三千五百円」を「二万三千四百五十円」に、「二万八千八百五十円」を「二万七千六百円」に改め、同表第十八号中「千二百円」を「千円」に改め、同表第十九号中「一万五千円」を「一万四千九百五十円」に、「九千四百五十円」を「九千四百円」に、「一万二千八百五十円」を「一万二千七百五十円」に改め、同表第二十号中「二千八百円」を「二千八百五十円」に、「千七百円」を「千七百五十円」に、「三千二百五十円」を「三千三百円」に、「千円」を「千五十円」に改め、同表第二十五号中

講習一時間について	七百元
講習一時間について	二千四百五十円

を

講習一時間について	七百五十円
講習一時間について	二千三百五十円

に、「二千二百円」を「二千円」に、

「四千七百円」を「四千六百五十円」に、「四千五百五十円」を「四千円」に、「三千五百五十円」を「三千円」に、「千二百五十円」を「千三百円」に、「二千円」を「二千五十円」に、「講習一時間について 二千七百五十円」を「講習一時間について 二千七百円」に、「二千六百円」を「二千五百五十円」に、

講習一時間について	二千四百五十円
	六百元

を

講習一時間について	二千四百円
	五百円

に、「九百五十円」を「八百円」に、「千

五百円」を「千三百五十円」に、「五千八百円」を「五千六百円」に、「五千三百五十円」を「五千二百円」に、「二千三百五十円」を「二千二百五十円」に、「一万三千三百五十円」を「一万三千二百円」に、「九千二百円」を「九千五十円」に、

千四百円	二千七百五十円
------	---------

を

千五百円	二千六百五十円
------	---------

に改め、同表第二十六号中「八百五十円」

を「九百円」に改め、同表の備考の第二号の表イ中「四千百五十円」を「四千元」に、「三千七百五十円」を「三千六百円」に、「四千四百五十円」を「四千二百五十円」に改め、同表口中「七千円」を「六千七百円」に、「六千四百円」を「六千円」に、「二千二百円」を「二千円」に、「七千八百円」を「七千四百円」に改め、同表八及び二中

二千円	千八百五十円	二千円
-----	--------	-----

を

二千四百五十円	千九百五十円	千九百五十円
---------	--------	--------

に改め、同表ホ中

二千二百五十円	二千円	二千二百五十円
---------	-----	---------

を

二千円	千九百五十円	二千五百円
-----	--------	-------

に改め、同表ヘ中「千八百五十円」を「千

七百五十円」に、「千九百五十円」を「二千円」に、「二千四百五十円」を「二千五百五十円」に、「三千百五十円」を「三千七百円」に改め、

同表ト中「二千七百円」を「二千五百五十円」に改め、同備考の第三号の表イ中「一万四千円」を「一万三千五百円」に、「一万五千円」を「一万五百五十円」に、「四千五百五十円」を「四千四百五十円」に、「一万五千三百円」を「一万四千七百五十円」に改め、同表口中

四千五百五十円
三千九百円
四千五百五十円

を

五千四百五十円
四千二百五十円
四千二百五十円

に改め、同備考の第四号の表イ中「四千

五十円」を「四千元」に、「三千七百五十円」を「三千六百元」に、「四千四百五十円」を「四千二百五十円」に改め、同表口中「千四百五十円」を「千三百五十円」に、「千四百円」を「千二百五十円」に、「千五百円」を「千三百円」に、「千九百円」を「二千五十円」に改め、同表八中「千三百五十円」を「千二百五十円」に、「千三百円」を「千二百円」に、「千五百五十円」を「千円」に改め、同表二及びホ中「千四百五十円」を「千五百五十円」に、「千二百円」を「千三百五十円」に、「千二百五十円」を「千三百円」に改め、同表ハ中「千三百五十円」を「千四百円」

に、

千五百五十円
千五百五十円

を

千三百円
千二百円

に改め、同表ト中「二千七百円」を

「二千五百五十円」に改め、同備考の第五号の表イ中「八千六百元」を「八千二百円」に、「六千円」を「五千七百五十円」に、「三千八百五十円」を「三千七百円」に、「九千四百円」を「九千四百五十円」に改め、同表口中「三千円」を「三千三百五十円」に、「二千五百円」を「二千八百円」に、「二千五百五十円」を「二千七百円」に改める。

第二條 青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第二十五号中

法第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習	一万三千二百円（当該講習が運転免許講習等規則第八条第二項に規定するものである場合にあっては、九千五百円）
----------------------	--

を

法第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習	一万三千二百円（当該講習が運転免許講習等規則第八条第二項に規定するものである場合にあっては、九千五百円）
法第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習	講習一時間について 千九百円

に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年六月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四十一号

青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成五年七月青森県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百四十二条第一項第四号の二」を「第四百四十二条第一項第四号の三」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四十二号

青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例を廃止する条例

青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例（昭和三十八年十二月青森県条例第七十号）は、廃止する。

附 則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、廃止前の青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条例第一条中「教育公務員特例法」とあるのは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第九条の規定によりなおそ

の効力を有することとされる同法附則第八条の規定による改正前の教育公務員特例法」と、同条例第三条第二項中「百分の百三十五」とあるのは「百分の百四十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百五十五」とする。

青森県歯科技工士法関係手数料徴収条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十三号

青森県歯科技工士法関係手数料徴収条例を廃止する条例

青森県歯科技工士法関係手数料徴収条例（平成十二年三月青森県条例第二十七号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

青森県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十四号

青森県議会委員会条例の一部を改正する条例

青森県議会委員会条例（昭和三十一年九月青森県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、この条例による改正後の第十八条の規定は適用せず、この条例による改正前の第十八条の規定は、なおその効力を有する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭